

令和6年9月市議会 総務委員会資料
所管事項調査

< 目 次 >

1 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「長崎市第五次総合計画後期基本計画」の策定について・・・P2

(1) 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について・・・P5

【別冊】 第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(2) 「長崎市第五次総合計画後期基本計画」について・・・P21

2 官民連携による社会福社会館機能の更新について・・・P26

企画政策部
令和6年9月

1 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「長崎市第五次総合計画後期基本計画」の策定について

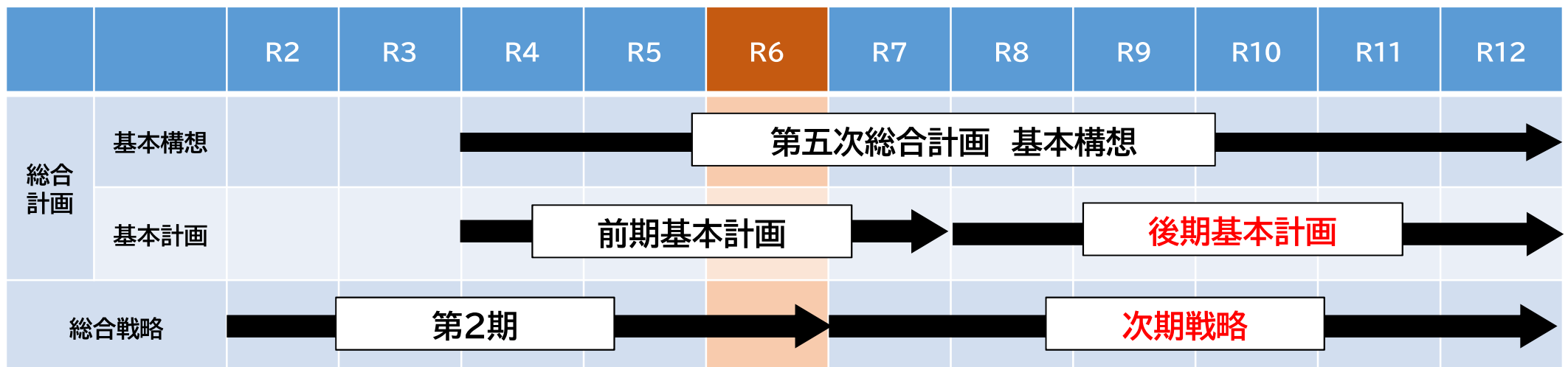
スケジュールについて

【総合計画】

- 「前期基本計画」の計画期間が令和7年度末で終了する。
- 2025(令和7)年度中に「後期基本計画」を策定する必要がある。

【総合戦略】

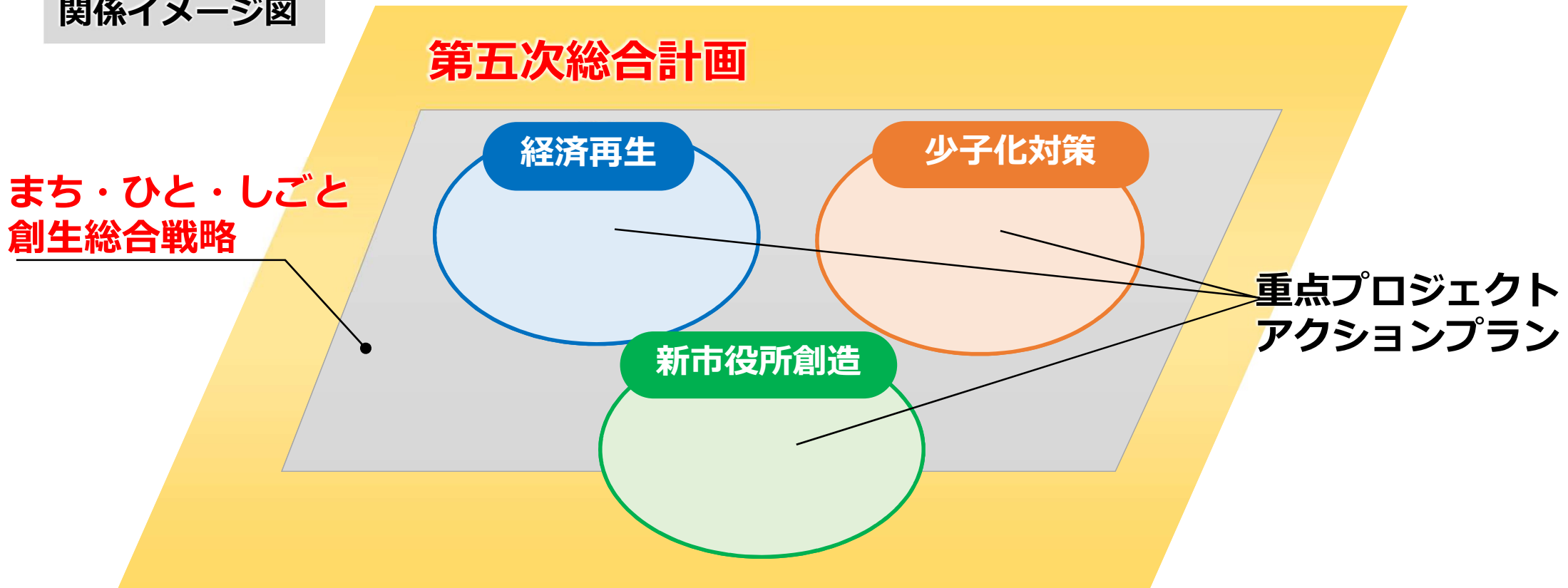
- 「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が令和6年度末で終了する。
- 2024(令和6)年度中に「次期総合戦略」を策定する必要がある。



1 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」および 「長崎市第五次総合計画後期基本計画」の策定について

総合計画・総合戦略・重点プロジェクトアクションプランの関係

関係イメージ図

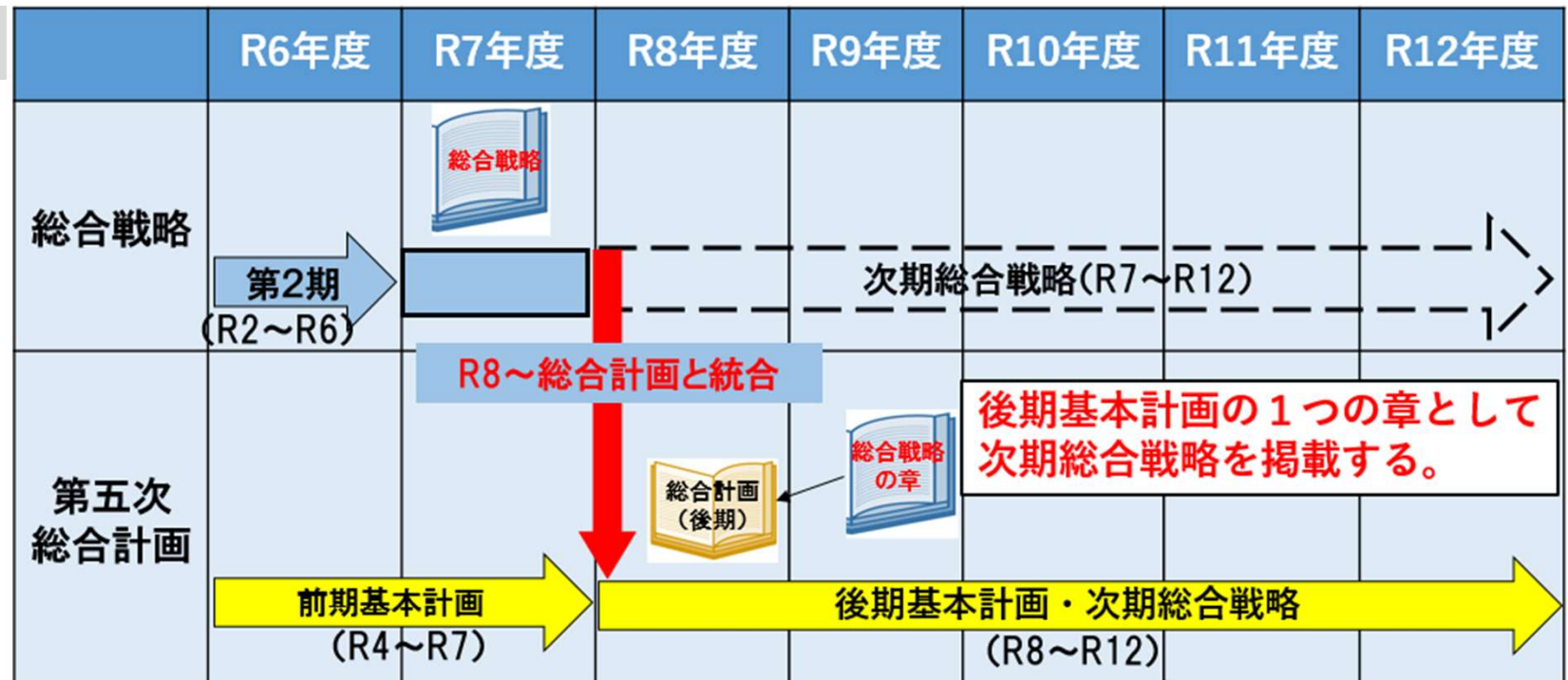


1 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」および 「長崎市第五次総合計画後期基本計画」の策定について

「長崎市第五次総合計画後期基本計画」および 「次期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の統合について

- まち・ひと・しごと創生総合戦略は、総合計画で定める施策のうち、人口減少対策と地方創生に主眼を置いた施策の体系化を図るとともに、基本目標や方向性を示したうえで、長崎市の個性や強みを活かした具体的な戦略を定めたもの。
- 後期基本計画を策定するタイミングで、総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略を統合する。

統合のイメージ



(1) 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

現総合戦略(第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略)について

➤ 策定根拠

まち・ひと・しごと創生法 第10条

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

➤ 計画期間

2020(令和2)年度～2024(令和6)年度



2025(令和7)年度を始期とする次期総合戦略を策定する必要がある。

(1) 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

現総合戦略(第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略)の施策体系

めざすべき姿：**若い世代に選ばれる魅力的なまち**

基本目標1 経済を強くし、新しいひとの流れをつくる

- (1)魅力ある仕事をつくる
- (2)新しい仕事へのチャレンジを応援する
- (3)学び、暮らし、楽しむ魅力を高める
- (4)移住を促進する
- (5)関係人口を創出・拡大する

基本目標2 子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる

- (1)結婚・妊娠・出産の希望をかなえる
- (2)子育ての環境を充実する
- (3)学校における教育環境を充実する

基本目標3 「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる

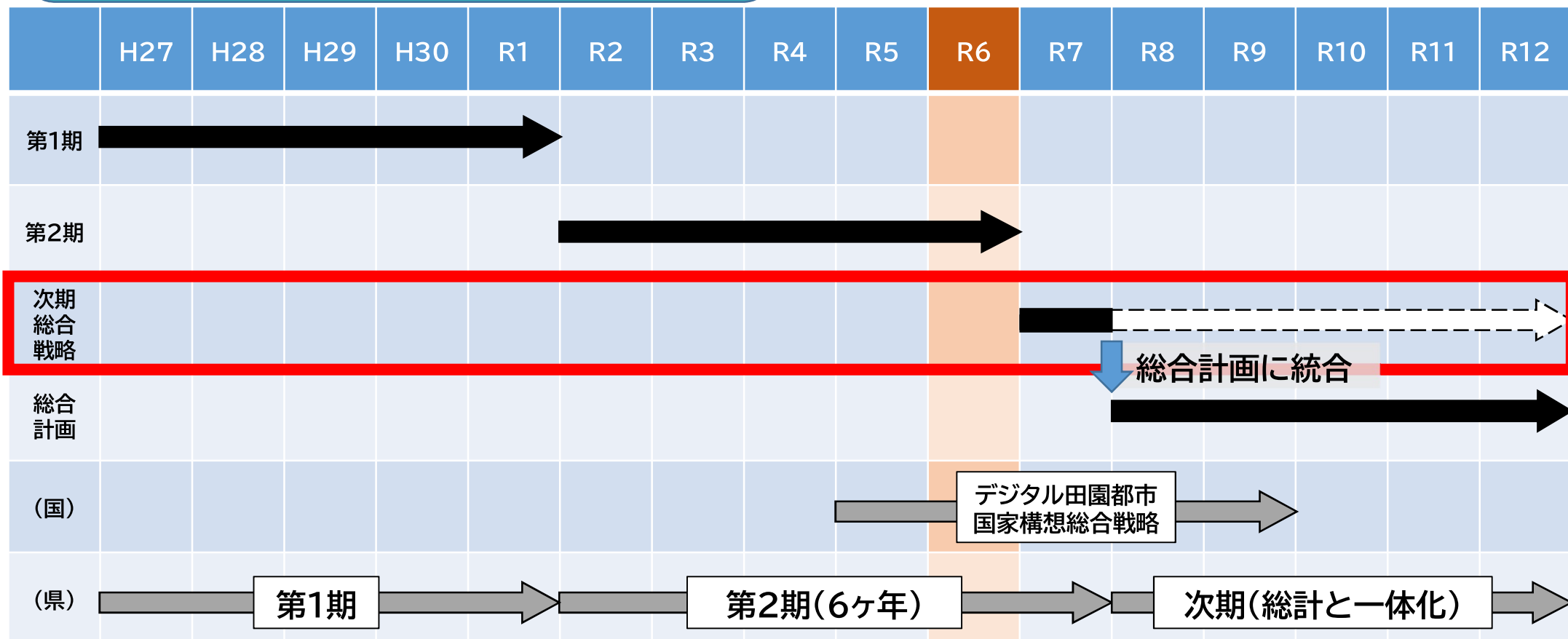
- (1)地域の力でまちづくりを進める
- (2)コンパクトで暮らしやすいまちをつくる
- (3)地域をネットワークでつなぐ

特定目標 交流の産業化

- (1)顧客創造プロジェクト
- (2)価値創造プロジェクト
- (3)交流を支える都市の基盤整備
- (4)交流の産業化を進める体制づくり

(1) 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

各計画のスケジュール等について



- 2024(令和6)年度中に次期総合戦略を策定する必要がある。
- 第五次総合計画後期基本計画との統合を見据え、6ヶ年の計画とする。

(1) 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

戦略策定体制

長崎市

人口減少対策推進本部

本 部 会 議

・人口減少対策に関する施策の
総合的な推進及び調整を行う

市長(本部長)

副市長(副本部長)

副市長(副本部長)

各部局長(委員)(25人)

幹 事 会

・推進本部の運営について必要な事項を
処理する

部 会

・人口減少対策に関する施策につい
て協議・検討し、具体的に推進する

施策主管課

事務局 長崎創生推進室

※本部会議・幹事会・部会は情報共有し相互に連携

審議会

総合戦略の 評価・審議

➤長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

担任意務:

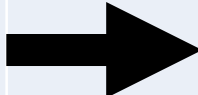
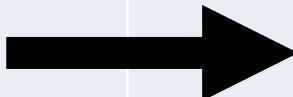
長崎市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する重要事項の調査審議に関すること。(長崎市附属機関に関する条例)

➤長崎市人口減少対策推進本部

人口減少対策に当たって、個々の施策を相互に関連させながら、関係部局の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な施策を推進するため、長崎市人口減少対策推進本部を設置する。(長崎市人口減少対策推進本部設置要綱 第1条)

(1) 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

次期総合戦略策定の令和6年度スケジュールについて

	令和6年度								
	7月まで	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市									
	現総合戦略 の検証等		骨子案の作成				成案の作成		
総合戦略 審議会			(9月、10月) 骨子案の審議				(2月上旬) 成案の審議		
パブリック コメント									
市議会 (所管事項調 査)		(9月議会) スケジュール等			(11月議会) 骨子			(2月議会) 成案	

(1) 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

(参考)【国】デジタル田園都市国家構想総合戦略

デジタル田園都市国家構想総合戦略の全体像



総合戦略の基本的考え方

- テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、**社会情勢がこれまでとは大きく変化**している中、**今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化**し、「**全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会**」を目指す。
- **東京圏への過度な一極集中の是正や多極化**を図り、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、**地方の社会課題を成長の原動力**とし、地方から全国へと**ボトムアップの成長**につなげていく。
- デジタル技術の活用は、その**実証の段階から実装の段階に移行**しつつあり、デジタル実装に向けた各府省庁の施策の推進に加え、デジタル田園都市国家構想交付金の活用等により、**各地域の優良事例の横展開を加速化**。
- **これまでの地方創生の取組も**、全国で取り組まれてきた中で**蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進**していくことが重要。

＜総合戦略のポイント＞

- まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、**2023年度から2027年度までの5か年の新たな総合戦略**を策定。デジタル田園都市国家構想基本方針で定めた取組の方向性に沿って、**各府省庁の施策の充実・具体化**を図るとともに、**KPIとロードマップ（工程表）**を位置付け。
- 地方は、地域それぞれが抱える社会課題等を踏まえ、**地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築**し、**地方版総合戦略を改訂**。**地域ビジョン実現に向け**、国は政府一丸となって総合的・効果的に支援する観点から、**必要な施策間の連携をこれまで以上に強化**するとともに、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携して、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことができるよう、**デジタルの力も活用した地域間連携の在り方や推進策を提示**。

施策の方向

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化

- 1 地方に仕事をつくる**
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等
- 2 人の流れをつくる**
「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり 等
- 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる**
結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等
- 4 魅力的な地域をつくる**
教育DX、医療・介護分野DX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、文化・スポーツ、防災・減災、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化等

地方のデジタル実装を下支え

デジタル実装の基礎条件整備

デジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進

- 1 デジタル基盤の整備**
デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築（デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等）、ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備、エネルギーインフラのデジタル化 等
- 2 デジタル人材の育成・確保**
デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保 等
- 3 誰一人取り残されないための取組**
デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立 等

地域ビジョンの実現に向けた施策間連携・地域間連携の推進

＜モデル地域ビジョンの例＞

■ スマートシティ・スーパーシティ スマートシティ AICT（福島県会津若松市）	■ 「デジ活」中山間地域 抱い手減少に対応した自動草刈機の導入	■ 産学官協創都市 データを活用したスマート農業の取組（高知県・高知大学）
■ SDGs未来都市 地域交通システムやコミュニケーションロボットの活用（宮城県石巻市）	■ 脱炭素先行地域 バイオマス発電所稼働による新産業の創出（岡山県真庭市）	

＜重要施策分野の例＞

■ 地域交通のり・デザイン 自動運転バス等の運行（茨城県茨城町）	■ こども政策 保健師等とのオンライン相談（山梨県富士吉田市）	■ 教育DX オンラインによる遠隔合同授業（鹿児島県三島村）	■ 地域防災力の向上 GPS路網管理システムの導入（山形県最上町）
■ 遠隔医療 医療機器装備の移動診療車（長野県伊那市）	■ 地方創生テレワーク 空き家を活用したサテライトオフィスの整備（福島県喜多方市）	■ 観光DX 観光アプリを活用した路線回避・人流分散（京都府京都市）	

＜施策間連携の例＞

関連施策の取りまとめ	重点支援	優良事例の横展開	伴走型支援
✓ 関係府省庁の施策を取りまとめ、地方にわかりやすい形で提示	✓ モデルとなる地域を選定し、選定地域の評価・支援	✓ 他地域のモデルとなる優良事例の周知・共有、横展開	✓ ワンストップ型相談体制の構築や地方支分部局の活用等による伴走型支援

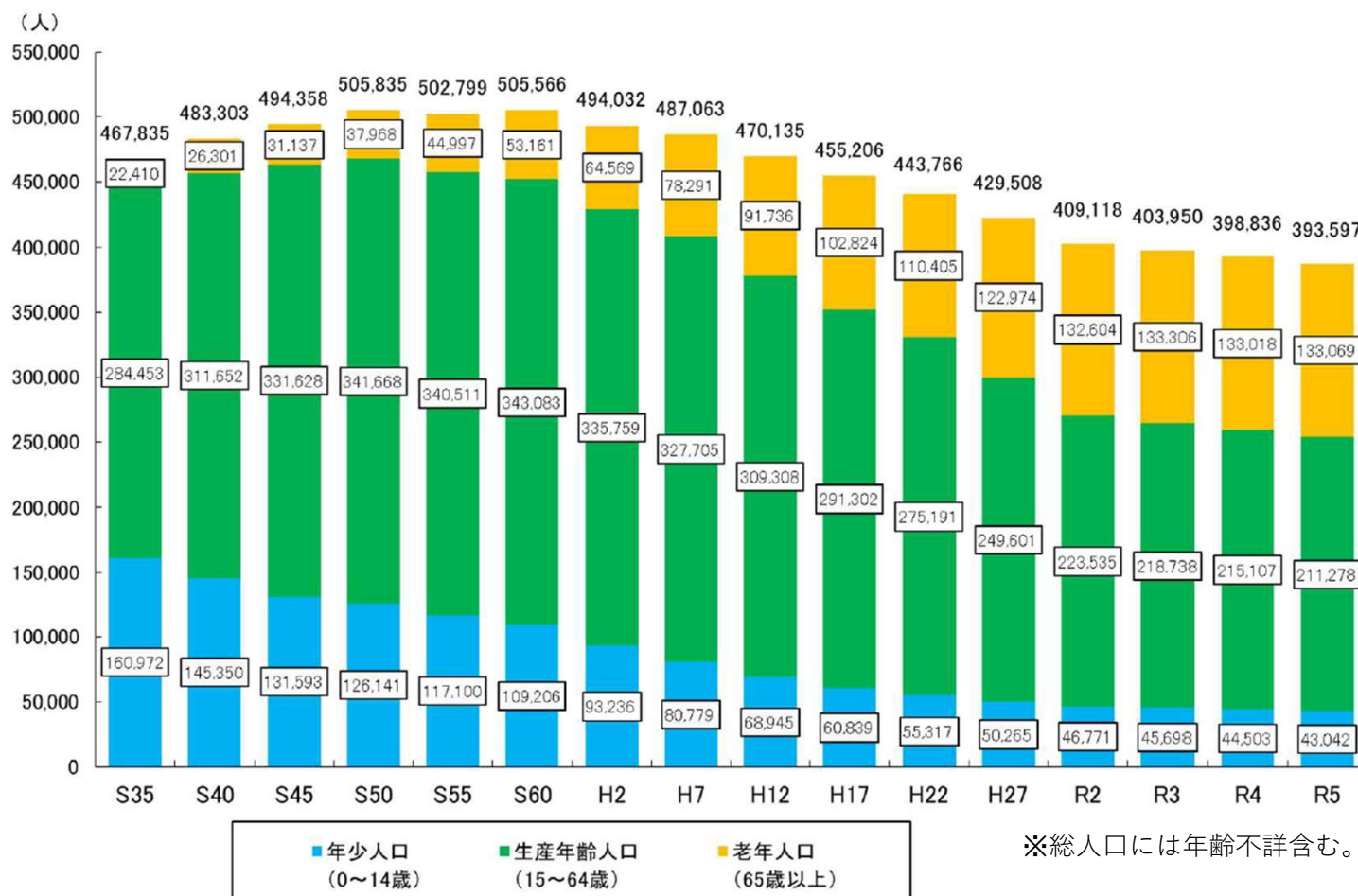
＜地域間連携の例＞

デジタルを活用した取組の深化	重点支援	優良事例の横展開
✓ 自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用の取組を促進	✓ 国が事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援	✓ 地域間連携の優良事例を収集し、メニューブック等を通じて広く周知・共有

(1) 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

(参考)長崎市の人口動向等の現状

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



➤ 【総人口】
ピーク時（昭和50年）から約50年間で11万人以上の減少。

➤ 【年齢3区分別人口の割合】

■ 老年人口	
昭和50年	7.5%
令和5年	33.8%
■ 年少人口	
昭和50年	24.9%
令和5年	10.9%

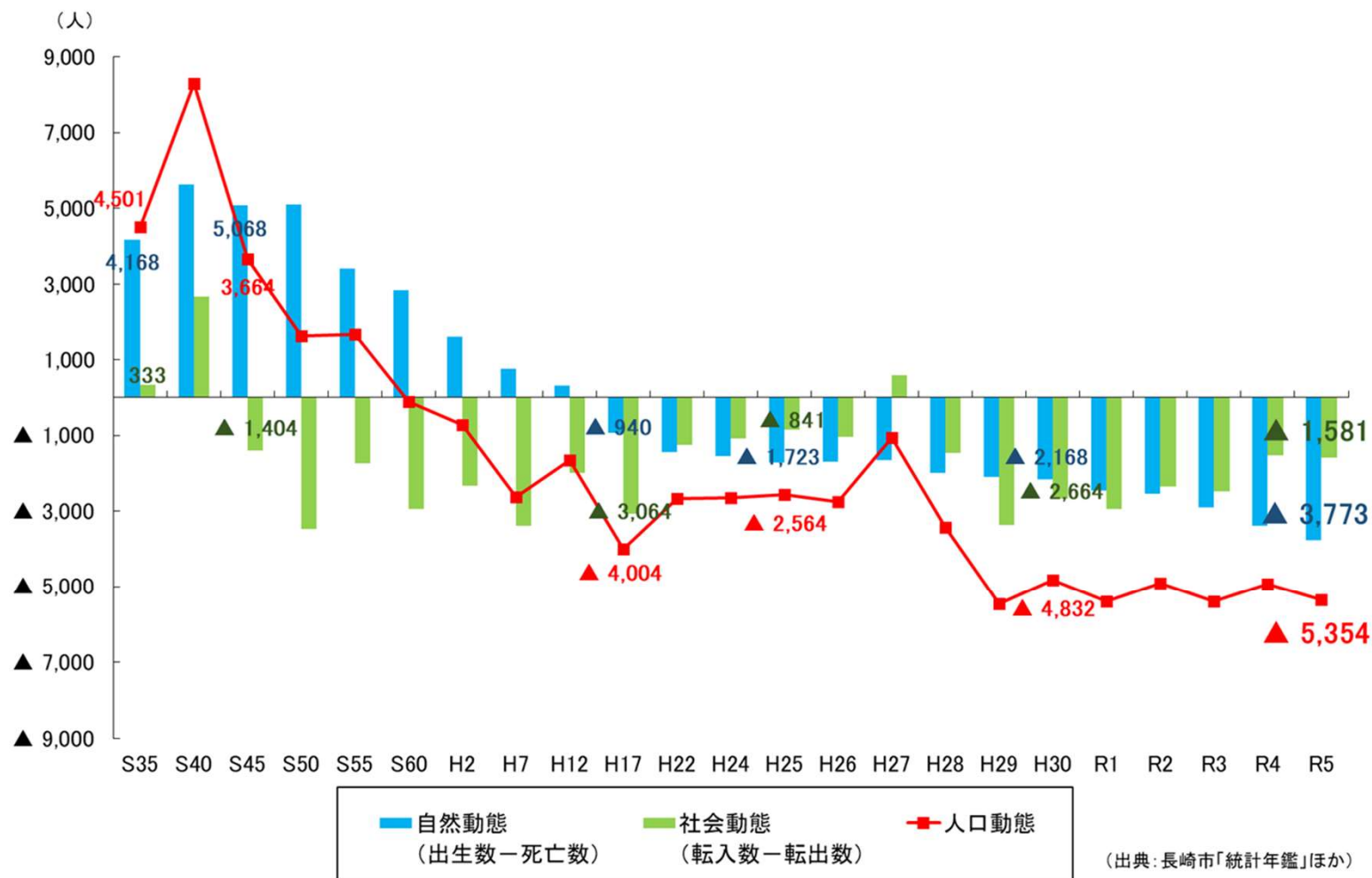
※総人口には年齢不詳含む。

(出典:長崎市「統計年鑑」ほか)

(1) 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

(参考)長崎市の人口動向等の現状

■人口動態(自然動態、社会動態)の推移

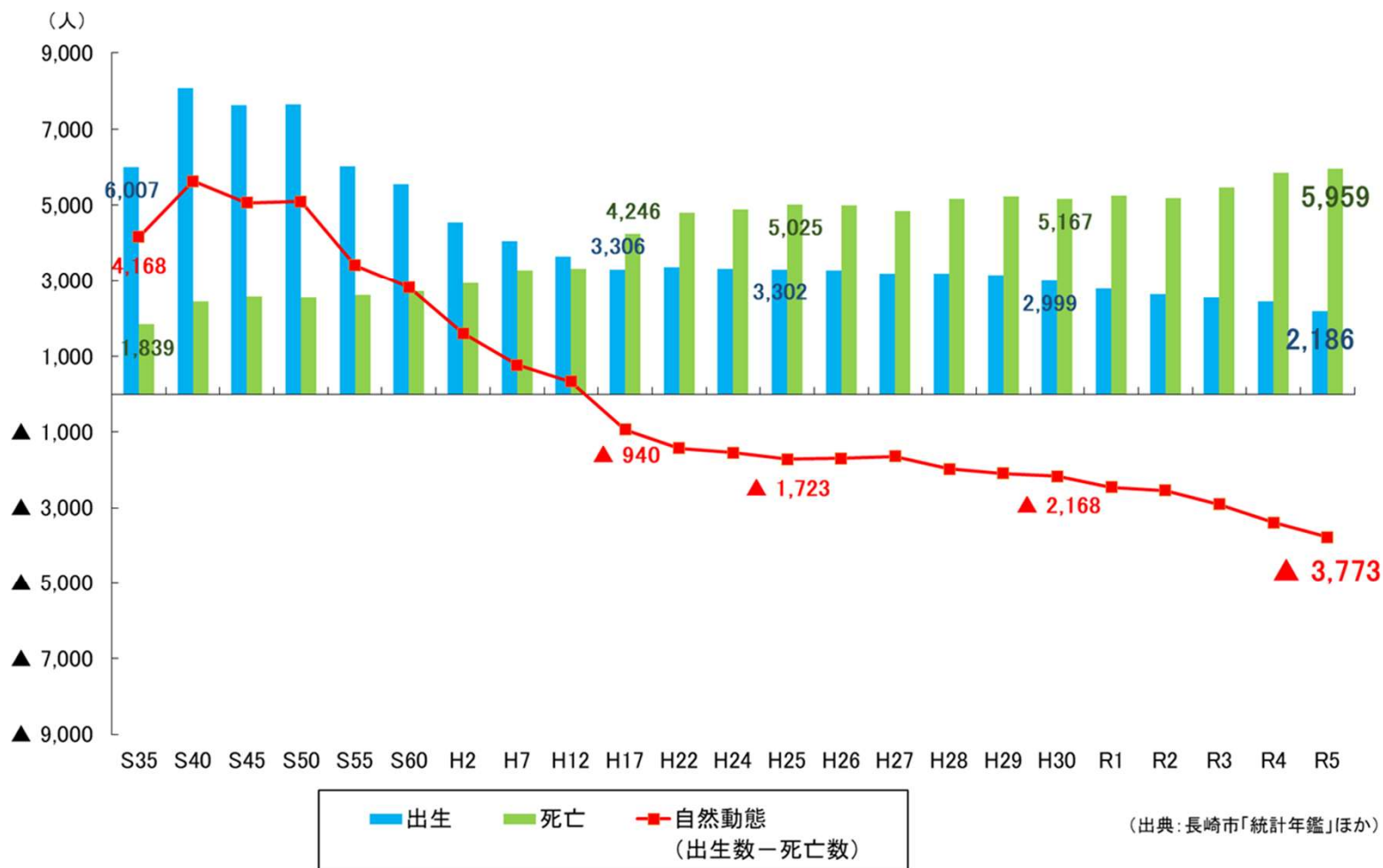


➤ 自然減の拡大、社会減の継続により、高い水準で人口減少が継続している。

(1) 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

(参考)長崎市の人口動向等の現状

■自然動態の推移



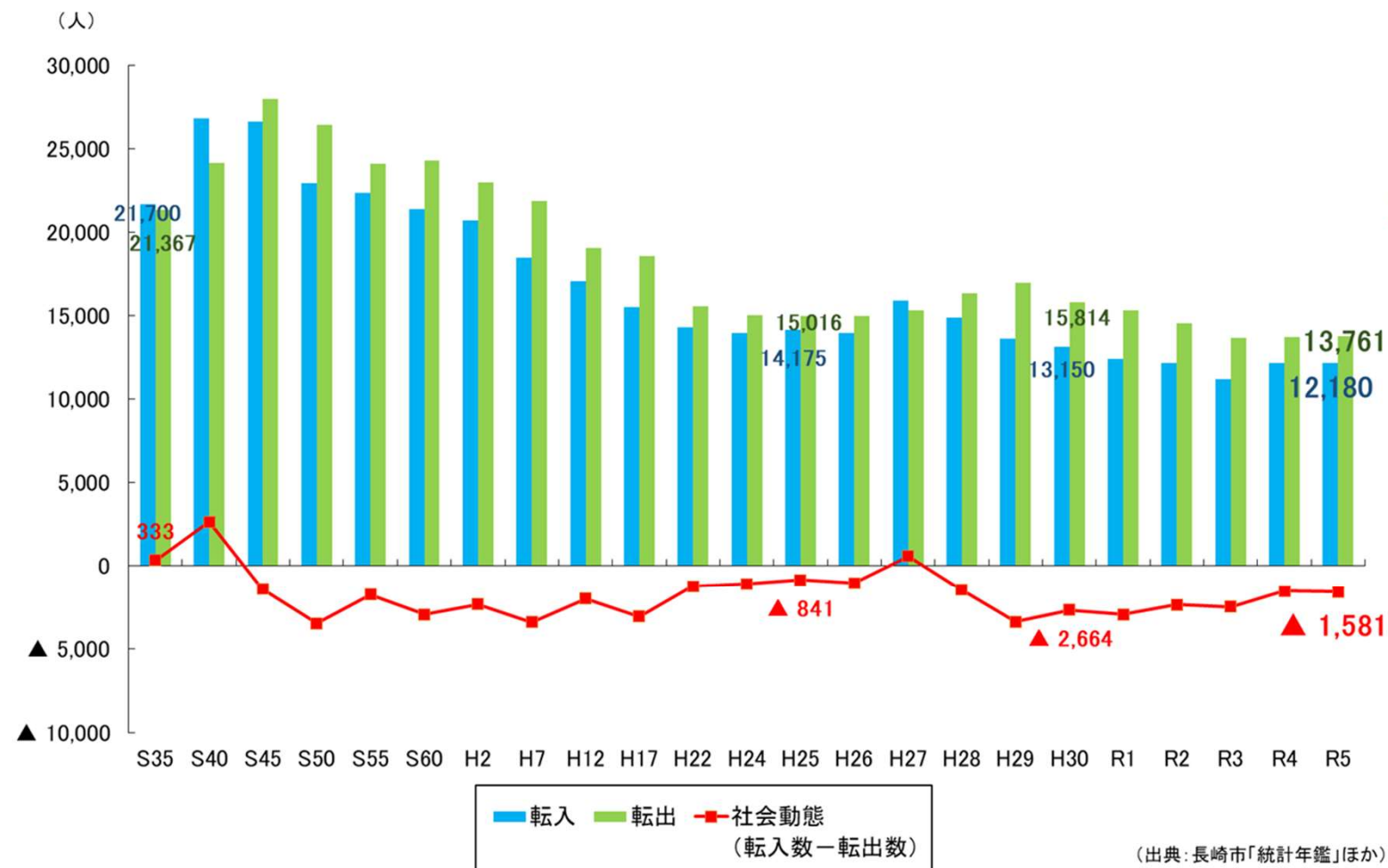
死亡者数の増加、出生者数の減少の継続により、毎年自然減が拡大している。

(出典：長崎市「統計年鑑」ほか)

(1) 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

(参考)長崎市の人口動向等の現状

■社会動態の推移

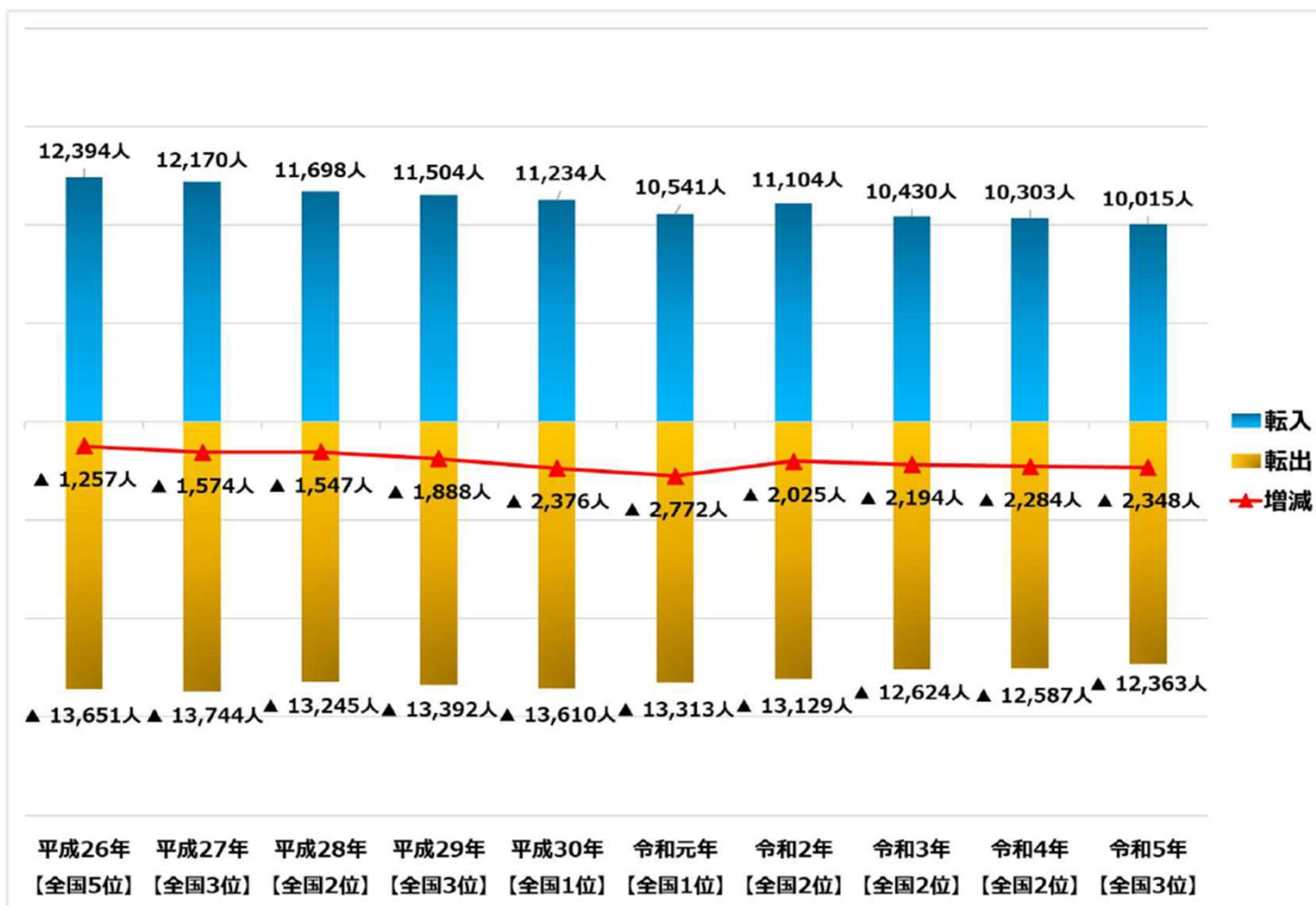


➤ 昭和35年、40年、平成27年を除く全ての年で転出者数が転入者数を上回り、特に近年は高い水準で社会減が続いている。

(1) 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

(参考)長崎市の人口動向等の現状

■社会動態の推移(【総務省】住民基本台帳人口移動報告_日本人の国内移動のみ)



出典：【総務省】住民基本台帳人口移動報告

➤ 日本人の転出超過は全国的にも高い水準にあり、令和5年は▲2,348人で全国ワースト3位

➤ 特に転入者数の減少により、平成26年以降、転出超過数が拡大傾向にある。

➤ 令和5年の順位

1位	神戸市	▲3,000人
2位	広島市	▲2,885人
3位	長崎市	▲2,348人
4位	北九州市	▲2,165人
5位	佐世保市	▲1,860人

(1) 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

(参考)長崎市の人口動向等の現状

■将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）から、都道府県別・市町村別の将来人口推計が公表（令和5年12月22日）

- 長崎県全体の令和32年（2050年）の人口は、2020年の人口の6割強の規模まで縮小（全国で5番目に減少率が大い）
- 長崎市の令和32年（2050年）の人口は、2020年の人口の7割弱の規模まで縮小
- 九州内の県庁所在地で比較すると、今後30年間の人口減少率は、長崎市が最も高いと推計されている。

2020年（令和2年）の人口を100とした場合の、2035年、2050年の各都道府県の人口指数
※ 〇は指数が低い方から5県

	2035年 (令和17年)	2050年 (令和32年)
全 国	92.5	83.0
北 海 道	87.3	73.1
青 森 県	80.4	61.0
岩 手 県	82.2	64.7
宮 城 県	91.1	79.5
秋 田 県	78.3	58.4
山 形 県	83.0	66.6
福 島 県	84.4	68.0
茨 城 県	90.1	78.3
栃 木 県	89.6	77.7
群 馬 県	90.1	78.4
埼 玉 県	96.7	90.3
千 葉 県	96.7	90.5
東 京 都	102.9	102.5
神 奈 川 県	97.6	92.3
新 潟 県	84.6	69.3
富 山 県	86.8	73.6
石 川 県	90.0	79.2
福 井 県	87.6	74.7
山 梨 県	88.4	75.5
長 野 県	89.0	77.2
岐 阜 県	87.6	74.2
静 岡 県	89.6	77.9
愛 知 県	95.6	88.5
三 重 県	88.6	76.1
滋 賀 県	95.2	86.5
京 都 府	91.6	80.5
大 阪 府	92.4	82.2
兵 庫 県	90.8	79.7
奈 良 県	86.9	71.8
和 歌 山 県	84.3	68.5
鳥 取 県	86.5	73.3
島 根 県	86.6	74.1
岡 山 県	90.7	80.0
広 島 県	90.2	79.6
山 口 県	84.1	69.0
徳 島 県	83.5	66.8
香 川 県	88.2	76.2
愛 媛 県	85.3	70.8
高 知 県	82.1	65.2
福 岡 県	95.1	87.2
佐 賀 県	88.8	76.5
長 崎 県	82.7	66.2
熊 本 県	89.6	78.0
大 分 県	87.6	74.9
宮 崎 県	87.3	74.5
鹿 児 島 県	86.8	73.7
沖 縄 県	98.9	94.8

長崎県内自治体の将来人口推計

	2020年 (令和2年)	2050年 (令和32年)	減少率
長 崎 県	1,312,317	868,817	33.8
長 崎 市	409,118	280,138	31.5
佐 世 保 市	243,223	165,944	31.8
島 原 市	43,338	27,091	37.5
諫 早 市	133,852	93,988	29.8
大 村 市	95,397	85,005	10.9
平 戸 市	29,365	14,473	50.7
松 浦 市	21,271	10,888	48.8
対 馬 市	28,502	13,326	53.2
壱 岐 市	24,948	13,199	47.1
五 島 市	34,391	17,632	48.7
西 海 市	26,275	12,827	51.2
雲 仙 市	41,096	23,609	42.6
南 島 原 市	42,330	20,627	51.3
長 与 町	40,780	27,295	33.1
時 津 町	29,339	21,524	26.6
東 彼 杵 町	7,721	4,073	47.2
川 棚 町	13,377	8,232	38.5
波 佐 見 町	14,291	9,942	30.4
小 値 賀 町	2,288	963	57.9
佐 々 町	13,912	11,017	20.8
新上五島町	17,503	7,024	59.9

※出典：【国立社会保障・人口問題研究所】地域別将来人口推計

(1) 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

(参考)長崎市の人口動向等の現状

■将来人口推計

長崎市の老年人口の割合

2020年 (R2) 32.4%

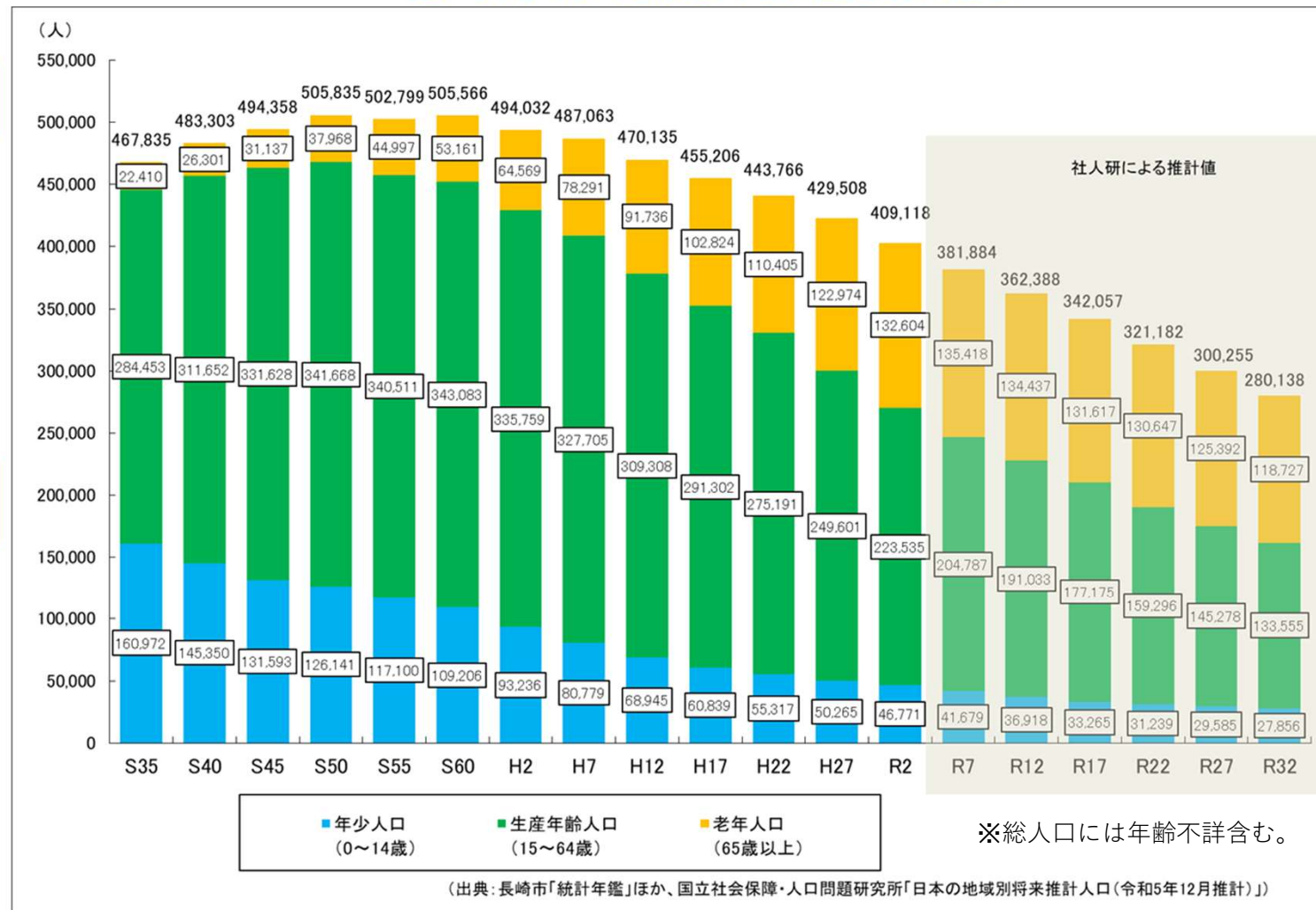
2050年 (R32) 42.4%

長崎市の年少人口の割合

2020年 (R2) 11.4%

2050年 (R32) 9.9%

【長崎市】総人口及び年齢3区分別の推移



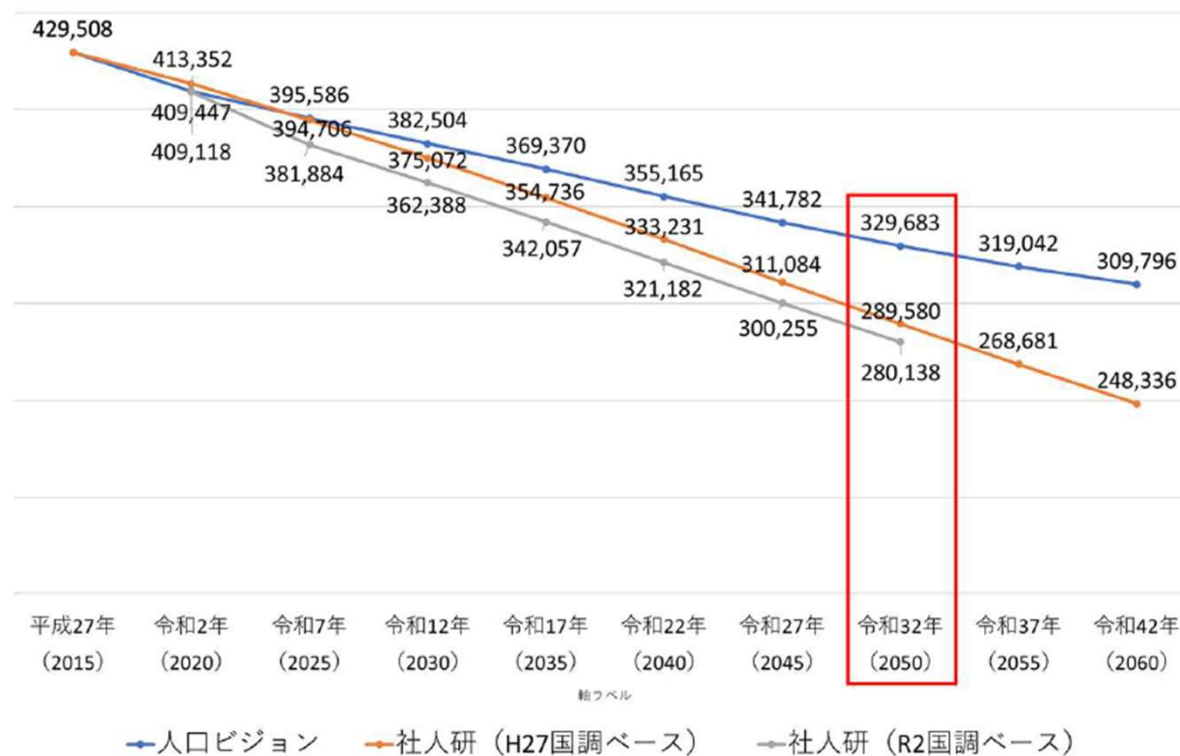
(1) 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

(参考)長崎市の人口動向等の現状

■将来人口推計と人口ビジョン

- 前回推計と比較すると、令和32年（2050年）においては、約9千人の下方修正。
- 本市の人口ビジョンと比較すると、同時点で約5万人の差となっており、前回推計時点よりもさらに差が拡大。

【長崎市】人口ビジョン及び前回推計との比較

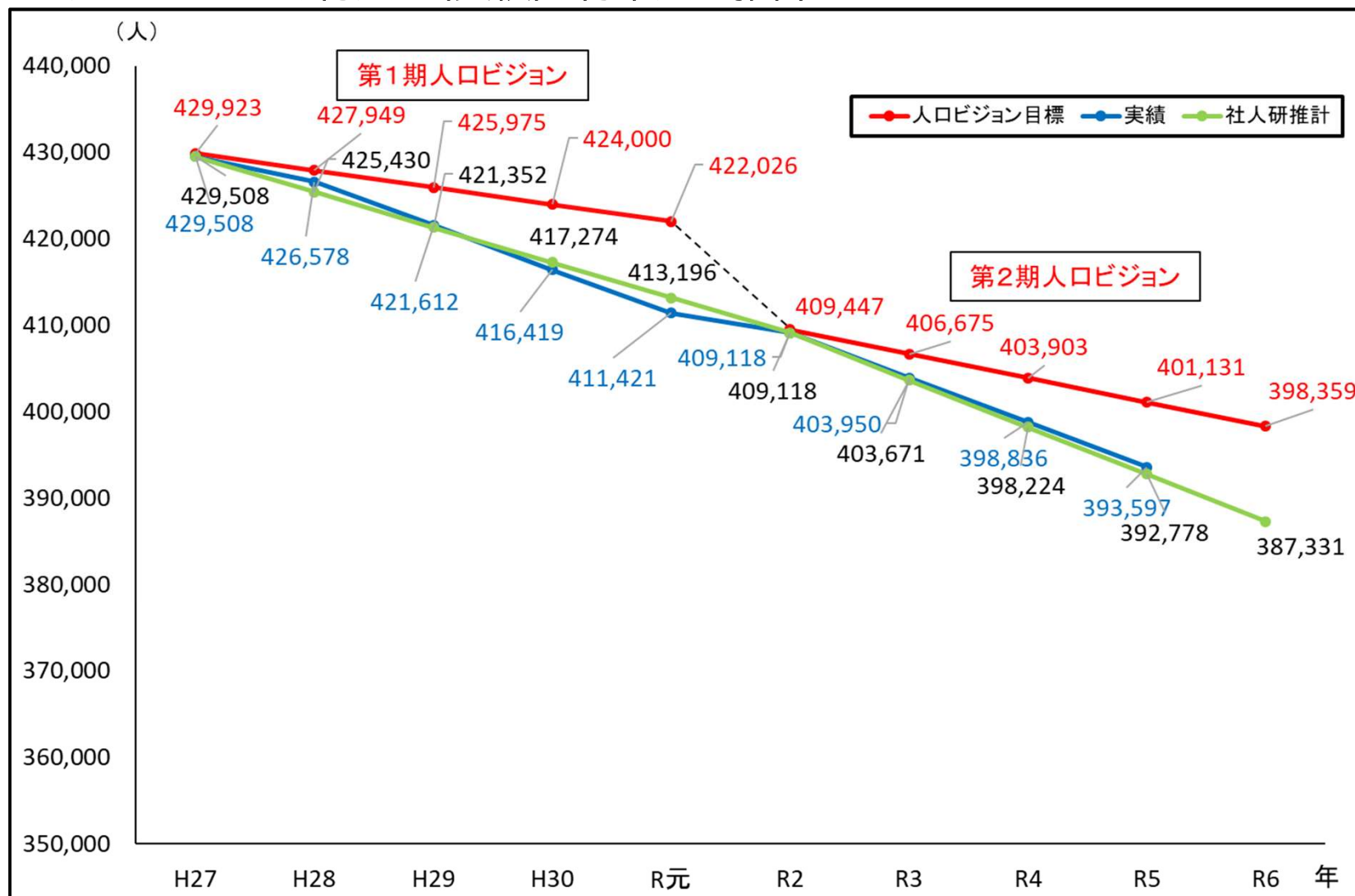


出典：総合戦略、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年12月推計）をもとに作成

(1) 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

(参考)長崎市の人口動向等の現状

■人口ビジョン、総人口(実績)、将来人口推計

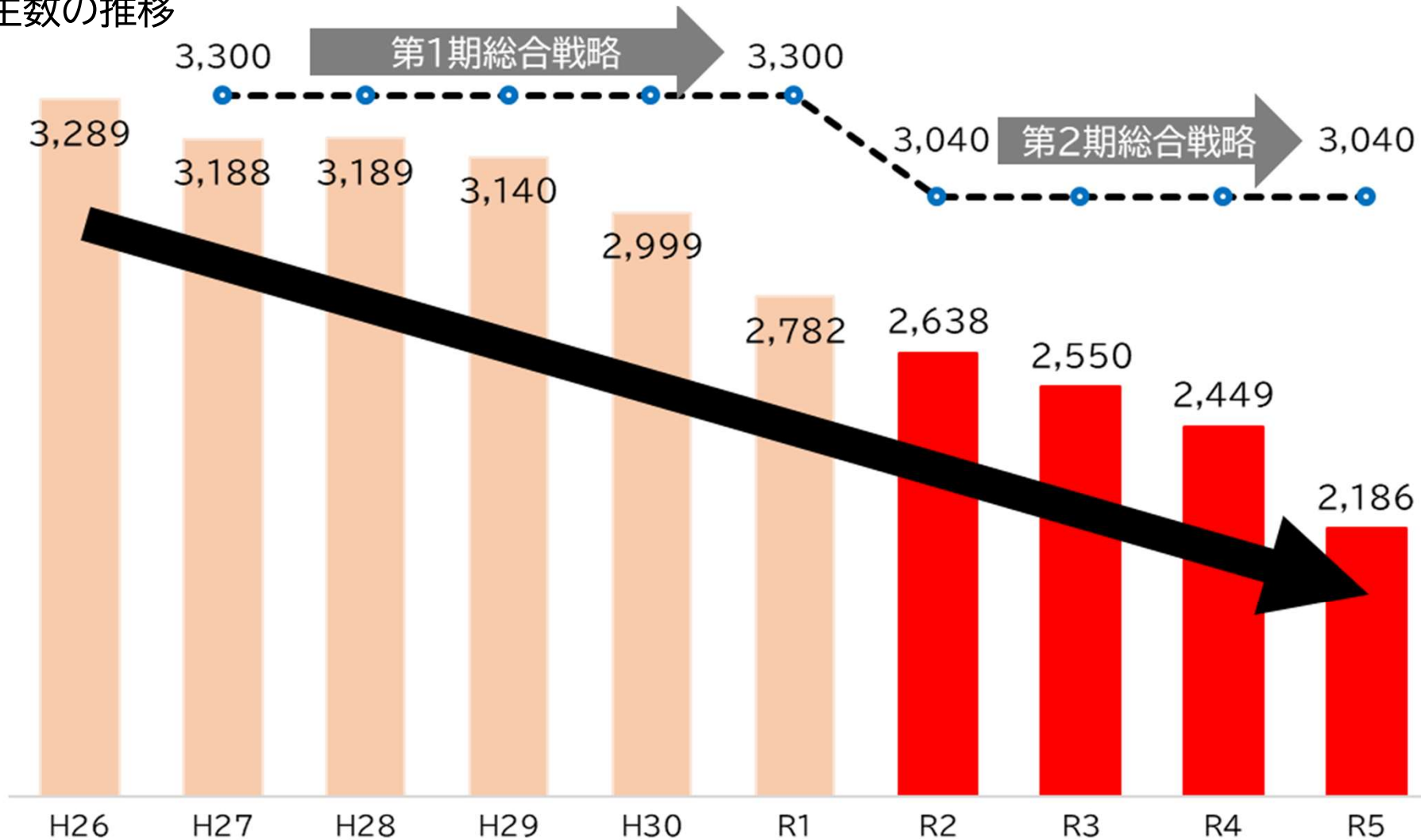


※社人研推計については、平成27年国勢調査及び令和2年国勢調査人口を基準に5年ごとに算出されているものであるが、単年ごとの人口については、便宜上、長崎市において均等按分して算出している。

(1) 「次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

(参考)長崎市の人口動向等の現状

■出生数の推移



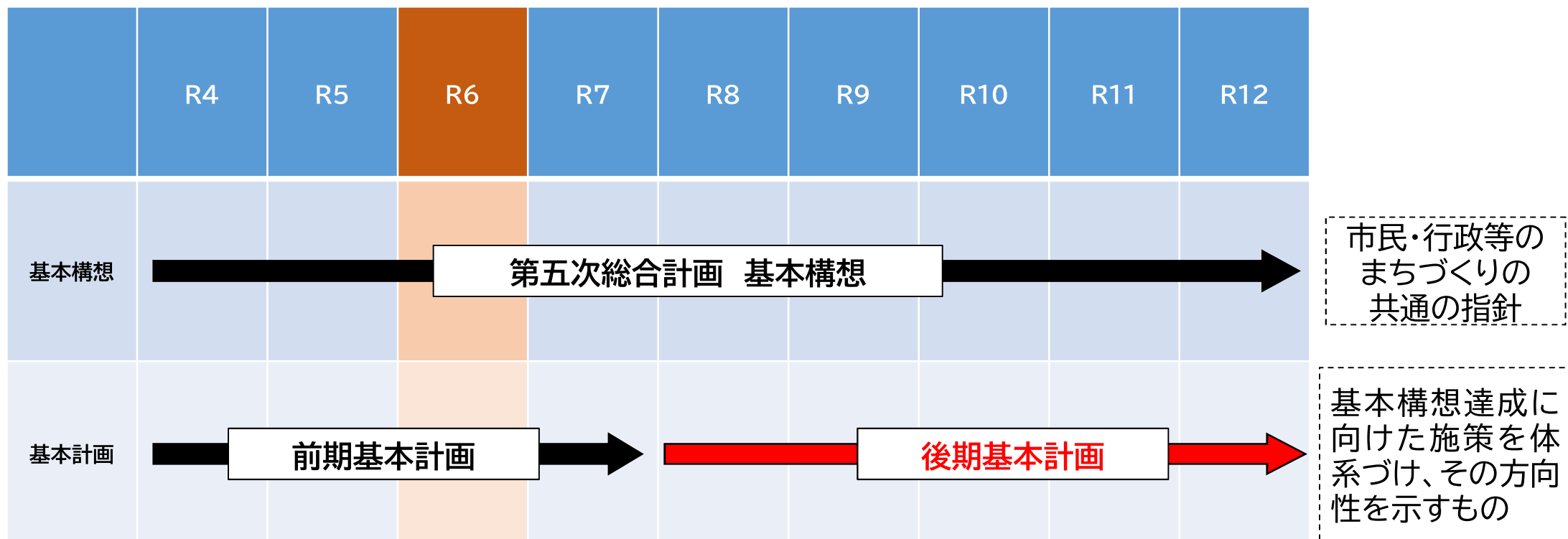
— 出生数(人) —●— 目標値(人)

※長崎市「統計年鑑」及び統計データを基に作成
※目標値は長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略（1期・2期）で設定した目標値

(2) 「長崎市第五次総合計画後期基本計画」について

計画の位置づけ

- 「基本構想」は、令和4年から令和12年までの「めざす都市像」とその実現に向けた「まちづくりの方針」について、議会の議決を経て定めたもの。
- 「後期基本計画」は、基本構想に基づき、第五次総合計画の計画期間後半の5年間にいて取り組むべき施策の部分を定めるもの。



(2) 「長崎市第五次総合計画後期基本計画」について

計画の位置づけ

基本構想

8つのまちづくりの方針

- A** まちづくりの方針A
私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします
- B** まちづくりの方針B
私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします
- C** まちづくりの方針C
私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします
- D** まちづくりの方針D
私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします
- E** まちづくりの方針E
私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします
- F** まちづくりの方針F
私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします
- G** まちづくりの方針G
私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします
- H** まちづくりの方針H
私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします

めざす都市像

個性輝く世界都市
希望あふれる人間都市

まちづくりの基本姿勢
つながりと創造で
新しい長崎へ

基本計画

基本施策・個別施策

A1	地域の個性を守り、活かし、伝えます
A2	交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます
A3	国際性を豊かにします
B1	被爆の実相を継承します
B2	核兵器廃絶の実現に向け、着実に歩みを進めます
B3	平和の文化を醸成します
C1	地場事業者の成長を支援します
C2	人や企業を呼び込み、新たな事業を創出して、産業を強くします
C3	次世代につながる農林業を育てます
C4	水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業にします
C5	地元農水産物の消費を拡大します
D1	脱炭素社会の実現をめざします
D2	資源を守り大切に社会の実現をめざします
D3	豊かな地域環境を守り活かせます
D4	環境意識・行動の定着を図ります
E1	地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実を図ります
E2	犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます
E3	安心できる消費生活環境をつくります
E4	暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します
E5	安全・安心で快適な住環境をつくります
E6	車や公共交通による移動の円滑化を図ります
E7	安全・安心で快適な道路・公園をつくります
E8	水道水を安定して供給し、下水を適性処理します
F1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします
F2	高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます
F3	障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます
F4	子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます
F5	原爆被爆者の援護を充実します
F6	生活困窮者等が将来への希望を持てる支援を充実します
F7	自らすすめる健康づくりを推進します
F8	安心できる衛生環境を確保します
F9	安心できる医療環境の充実を図ります
G1	長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く子どもを育みます
G2	だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります
G3	スポーツ・レクリエーションの振興を図ります
G4	芸術文化あふれる暮らしを創出します
H1	市民との良好なコミュニケーションを図ります
H2	参画と協働による持続可能なまちづくりを進めます
H3	市民に信頼される市役所にします

(2) 「長崎市第五次総合計画後期基本計画」について

施策体系のスリム化

- 現行の基本施策39項目、個別施策98項目であり、施策数が多い。
- 現行の基本施策は、個別施策の目次のようなもので、個別施策の集合体となっているため、個別施策を基本施策に集約するなど施策階層のスリム化を図る。
- 施策の体系を精査し、施策を統合するなどして、施策数の見直しを検討する。

基本構想

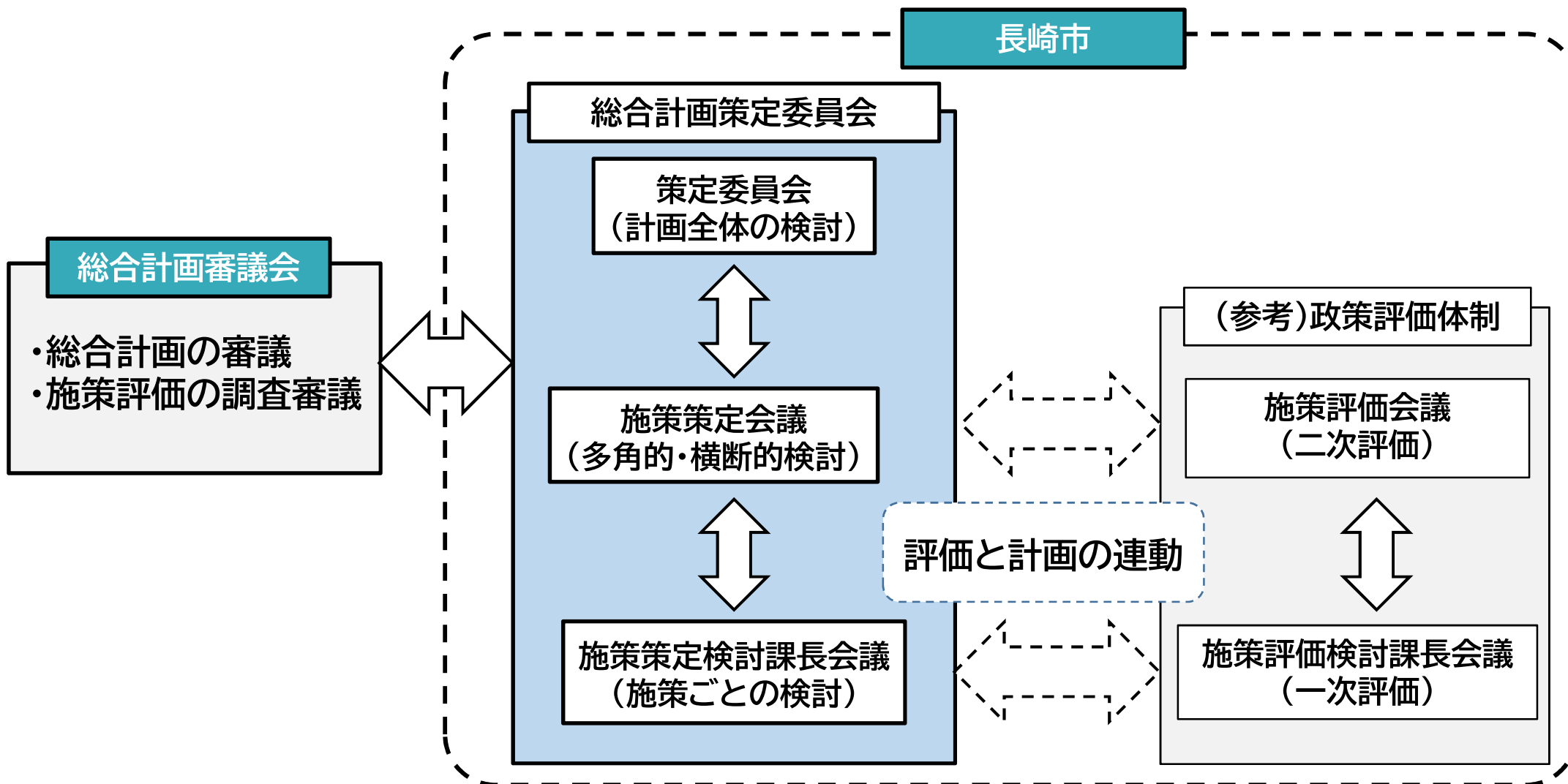
基本計画

基本施策	39施策	個別施策	98施策
A1	地域の個性を守り、活かし、伝えます	A1-1	歴史文化遺産を市民の誇りとして保存・継承し、有効活用を図ります
		A1-2	歴史文化に対する市民意識を高め、その魅力を発信します
		A1-3	地域の景観や自然などの個性を守り、みがき、活かします
A2	交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます	A2-1	観光資源を磨き、魅力あるコンテンツを創造します
		A2-2	戦略的な魅力発信と誘致活動を推進します
		A2-3	交流のための都市機能を高め、安全安心・快適な滞在環境づくりを推進します
		A2-4	観光・MICE関連産業を活性化します
A3	国際性を豊かにします	A3-1	国際交流・国際理解の機会の充実を図ります
		A3-2	外国人住民が暮らしやすい環境づくりを進めます
		A3-3	留学先としての質の向上を図り、魅力を高めます
			・
H1	市民との良好なコミュニケーションを図ります	H1-1	市民に必要な情報を分かりやすく効果的に伝えます
		H1-2	市民の声を聴き、市政に反映します
H2	参画と協働による持続可能なまちづくりを進めます	H2-1	市民が主体的に参画するまちづくりを進めます
		H2-2	多様な主体が強みを活かし協働するまちづくりを進めます
H3	市民に信頼される市役所にします	H3-1	効果的かつ効率的で健全な行財政運営を行います
		H3-2	自発的に自己力を高め、ひとのつながりを創り、市民のために動く職員(職場)を育成します
		H3-3	行政のデジタル化により、市民の利便性向上と業務の効率化を図ります

(2) 「長崎市第五次総合計画後期基本計画」について

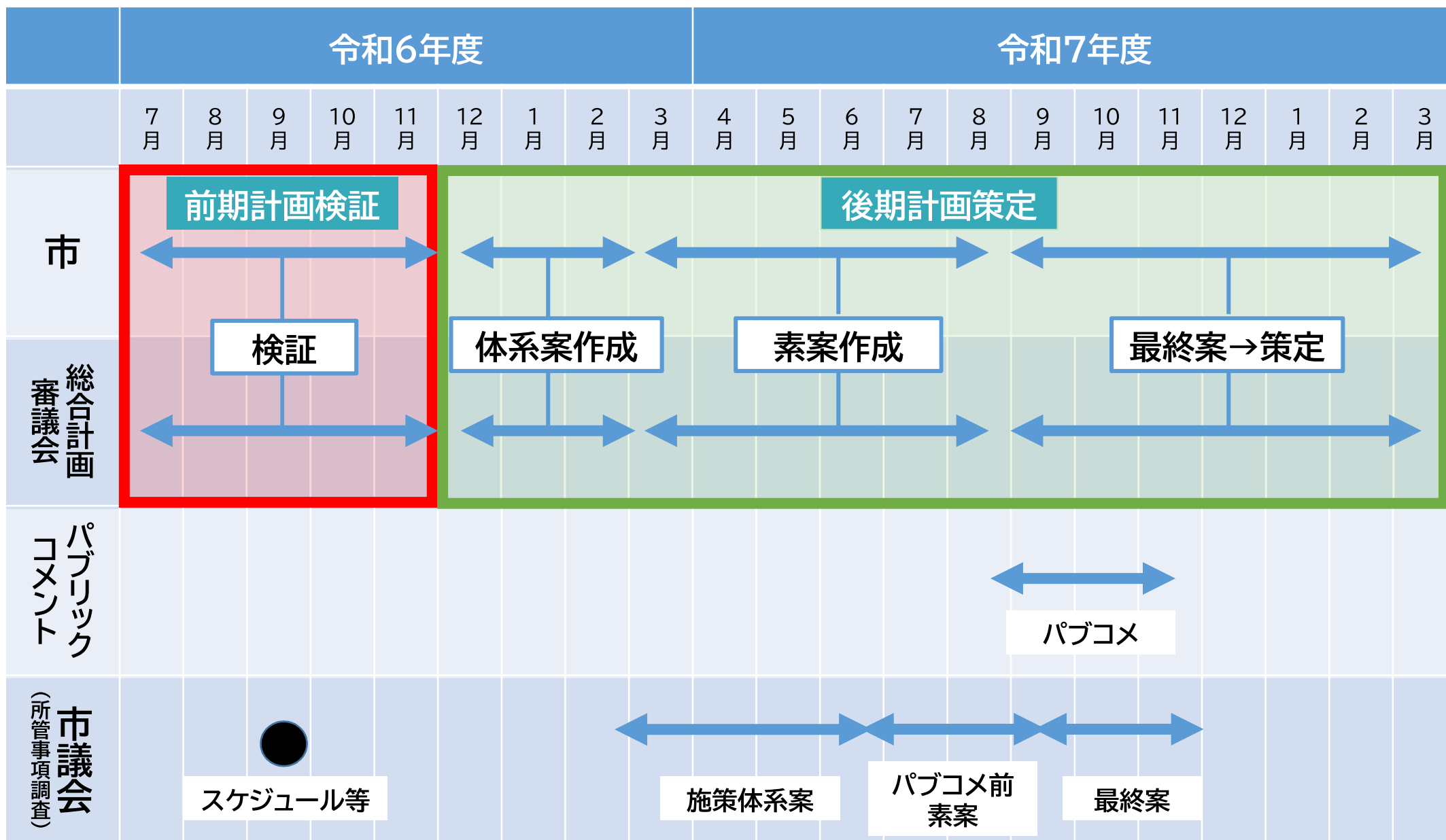
計画策定体制

- 前期基本計画期間の「政策評価制度」において指摘された問題点や改善点などを十分に反映させるため、策定からその後の進行管理(政策評価)まで連動した体制で策定する。



(2) 「長崎市第五次総合計画後期基本計画」について

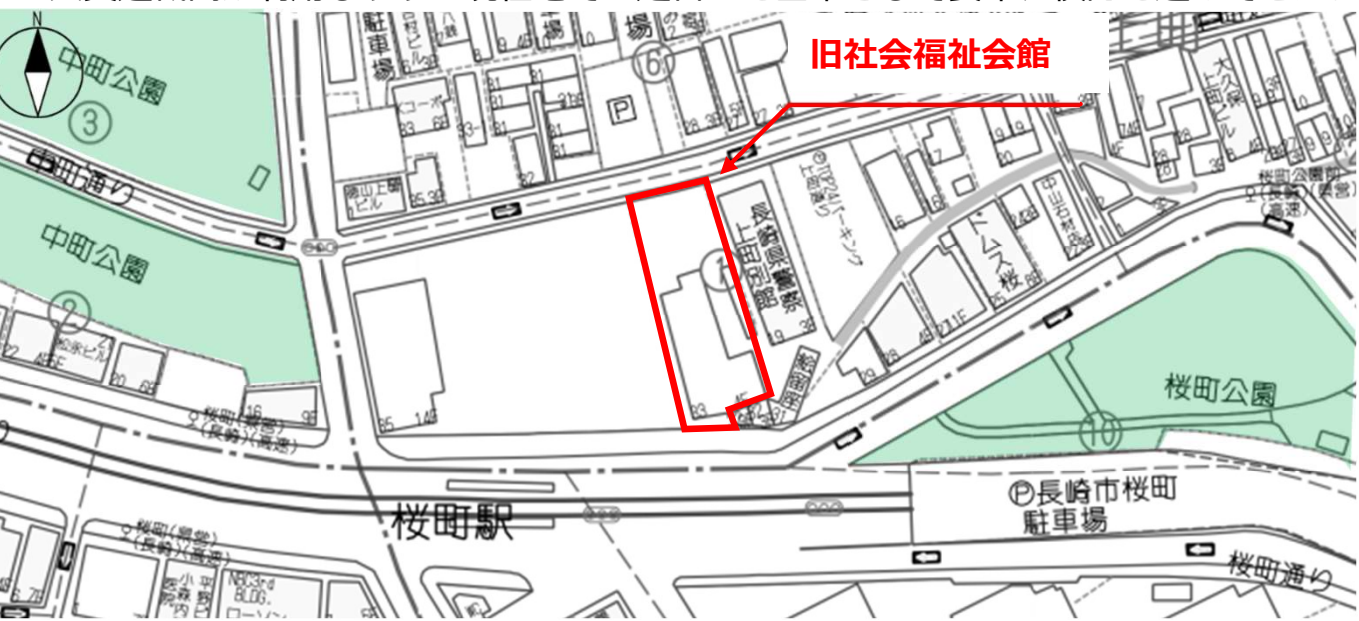
策定スケジュール(予定)



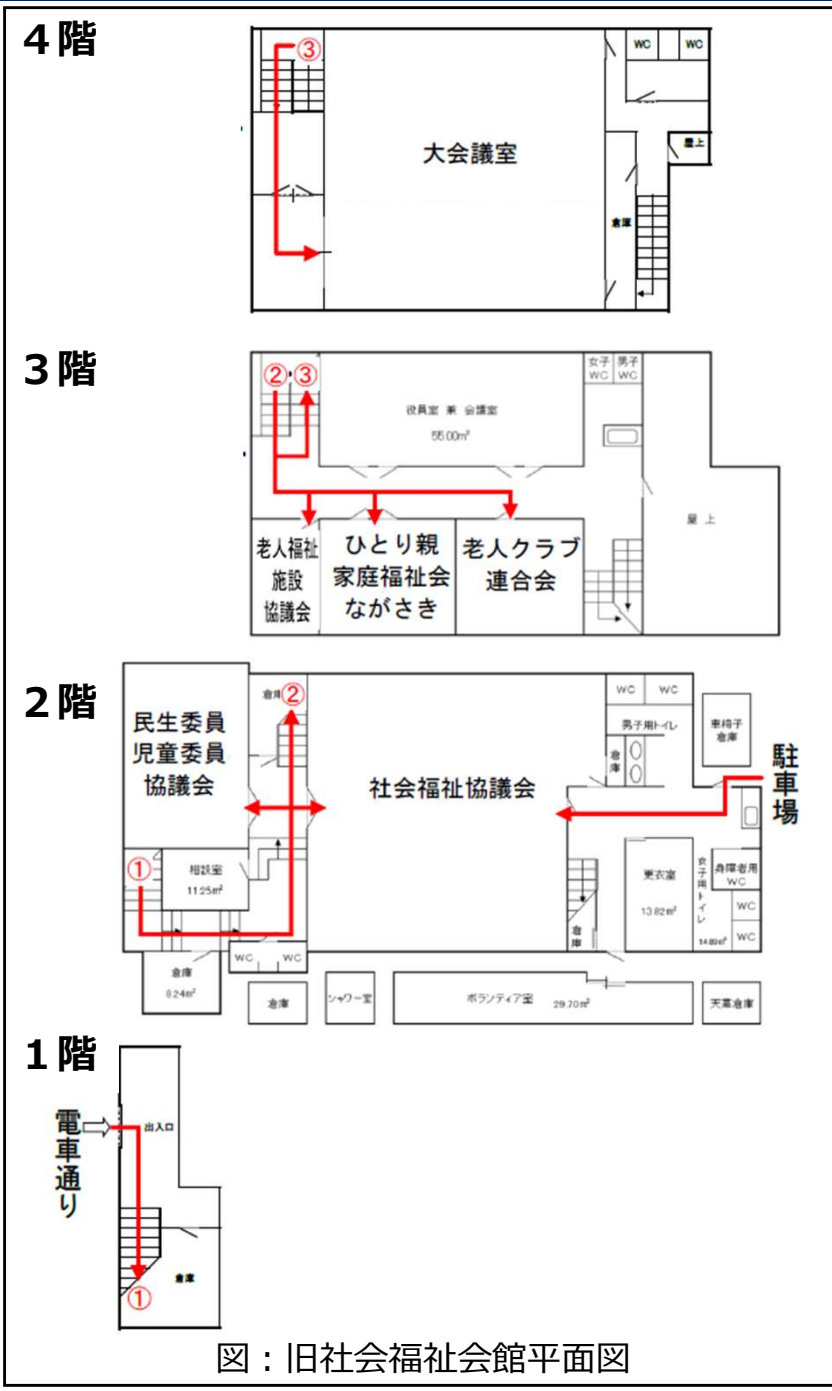
2 官民連携による社会福祉会館機能の更新について

(1) 旧社会福祉会館の概要

- ◆長崎市社会福祉会館（以下「社会福祉会館」という。）は、長崎市社会福祉協議会をはじめとする地域福祉団体が入居する施設であり、市民の交流・居場所づくりや団体・組織間の連携強化を図るための活動拠点となっている。
- ◆令和4年6月まで上町に所在していた旧施設は、老朽化、耐震化・バリアフリー非対応、施設の狭小さなど様々な問題を抱えていたことから、市中心部に位置し、公共交通機関が利用しやすい現在地での建替えを基本として長年、検討を進めてきた。



① 名称	長崎市社会福祉会館
② 所在地	長崎市上町1番33号
③ 構造	鉄筋コンクリート造4階建、駐車場260.7㎡（13台分）
④ 建築日	昭和33年8月（昭和38年9月増築及び構造変更）
⑤ 延床面積	1階35.90㎡、2階330.74㎡、3階201.71㎡、4階206.87㎡、計775.22㎡
⑥ 入居団体（5団体）	社会福祉法人長崎市社会福祉協議会、一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさき、長崎市老人クラブ連合会、長崎市民生委員児童委員協議会、長崎市老人福祉施設協議会



＜参考＞ 旧社会福祉会館の写真



写真1 外観（電車通り側）



写真2 執務室（社会福祉協議会）

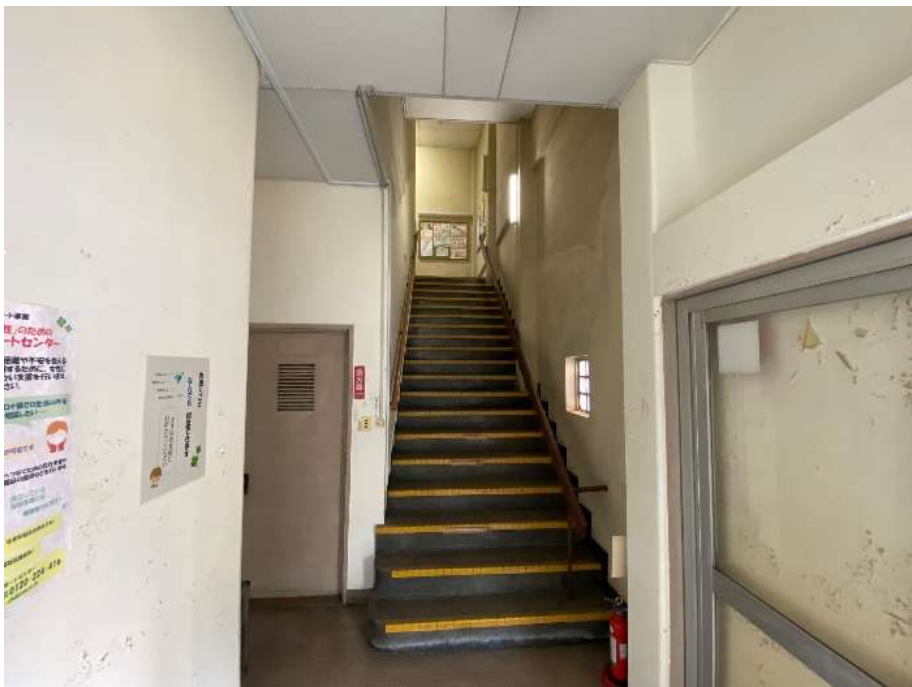


写真3 建物内階段（1階～2階）



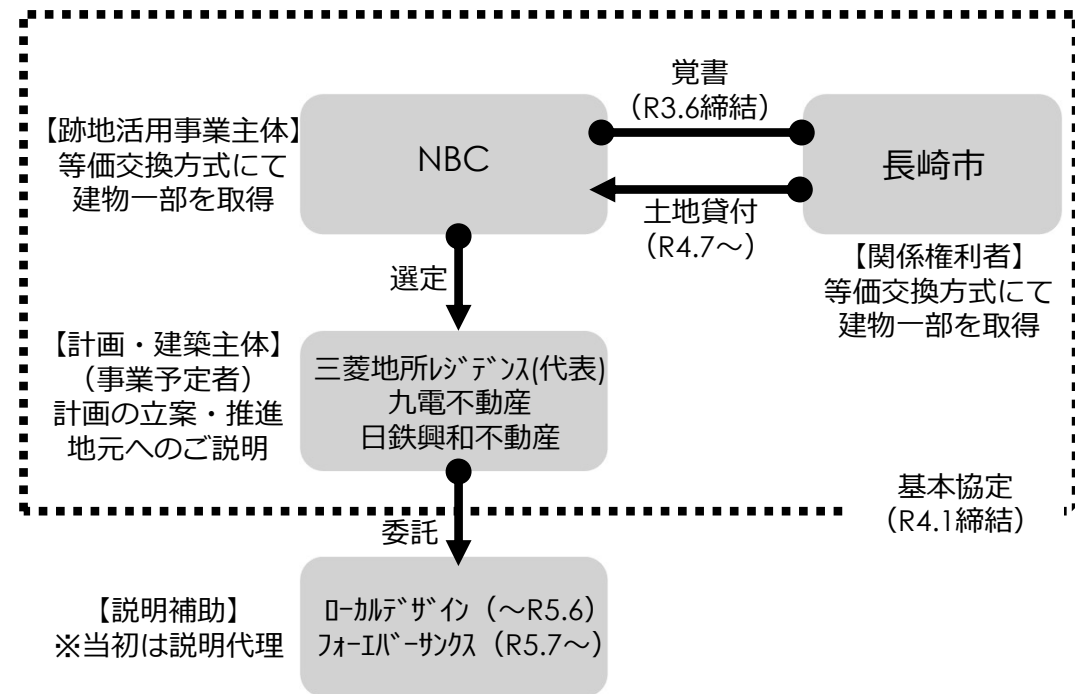
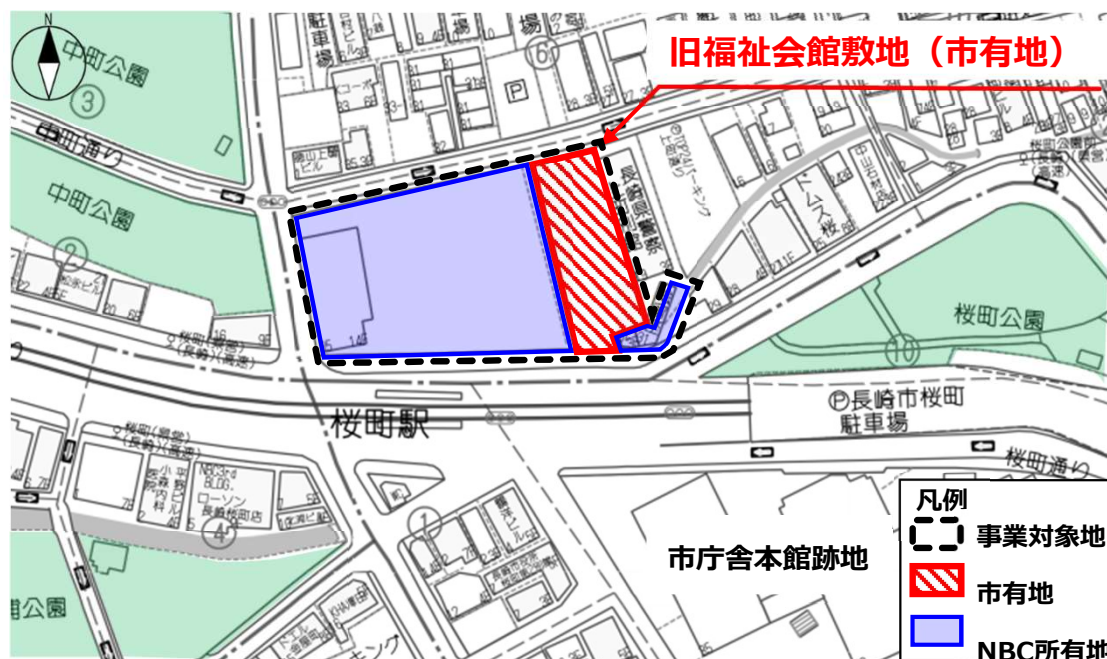
写真4 通路（2階）

(2) 長崎放送株式会社との共同開発の経緯

- ◆ 建替えの検討を進める中、当時隣接していた長崎放送株式会社（以下「NBC」という。）から、社屋移転後に実施する本社跡地活用事業（以下「本事業」という。）に社会福社会館敷地を含め、本事業により整備される施設内に新たな社会福社会館機能を確保する共同開発の提案がなされた。
- ◆ この提案は市有財産の有効活用、財政負担の軽減等を図りつつ、社会福社会館が抱える諸課題を解決する手法であったことから、本事業に社会福社会館敷地を含めることにより、本事業により整備される施設内に新たな社会福社会館機能を確保することとして令和３年６月に協議を開始し、令和４年３月の社会福社会館敷地を本事業の用に供するための無償貸付け議案を経て、現在、実施設計まで進捗している。

表：これまでの主な手続き等

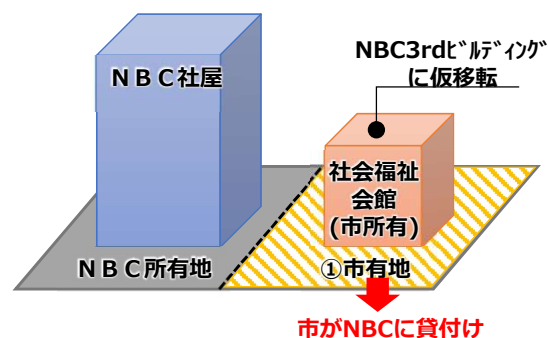
年月	事項
令和３年６月	協議開始の覚書締結（市・NBC）
〃	所管事項調査（市⇒市議会）
令和３年１１月	優先交渉権者選定（NBC）
令和４年１月	基本協定締結・記者発表（市・NBC・事業予定者）
令和４年２月	細目協定・土地使用貸借仮契約締結（市・NBC）
令和４年２月	市有地無償貸付け・解体予算議案提案（市⇒市議会）
令和４年３月	市有地無償貸付け・解体予算議決（市議会⇒市）
令和４年６月	社会福社会館仮移転（入居団体）
令和４年７月	市有地無償貸付け開始（市⇒NBC）
令和４年９月	解体予算補正議案提案〔繰越明許費〕（市⇒市議会）
〃	解体予算補正議決〔繰越明許費〕（市議会⇒市）
令和５年３月	基本協定変更の覚書締結（市・NBC・事業予定者）



図：関係者模式図

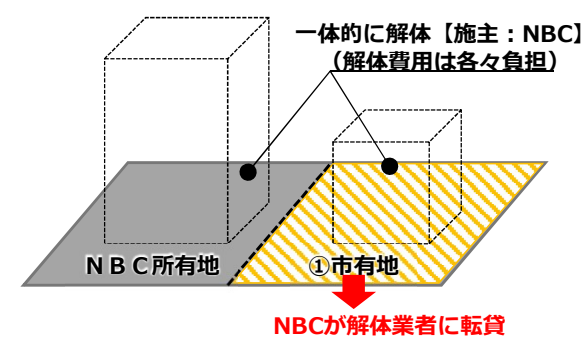
(3) 事業スキーム

ステップ① 仮移転【令和4年6月】



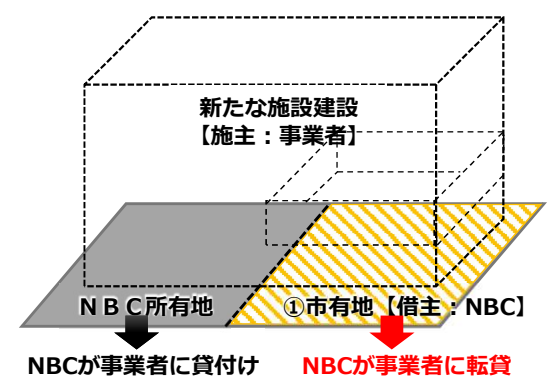
①の市有地を本事業の用に供するためNBCに無償で貸し付けるとともに、NBC 3rdビルディングを市がNBCから無償で借受け、社会福祉会館機能をNBC 3rdビルディングに仮移転する。

ステップ② 既存建物の解体・施設設計等【現状】



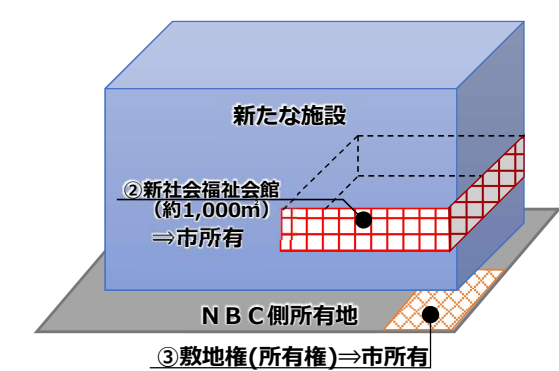
旧社会福祉会館と旧NBC社屋をNBCが施主となり一体的に解体する。（社会福祉会館の解体費については長崎市が応分の負担を行う。）
また、事業予定者において、基本設計・実施設計を行い、施設の詳細を固めていく。

ステップ③ 交換の議案（施設詳細確定後）



①市有地の所有権と、②社会福祉会館機能の確保に必要な約1,000㎡の床の区分所有権及び③相応の敷地権（所有権）等を事業者と交換する議案について議会の議決を経た上で、NBCは自己所有地と市有地を事業者に貸付け、事業者が施主となり新たな施設整備に着手する。

ステップ④ 財産の交換（新施設完成后）



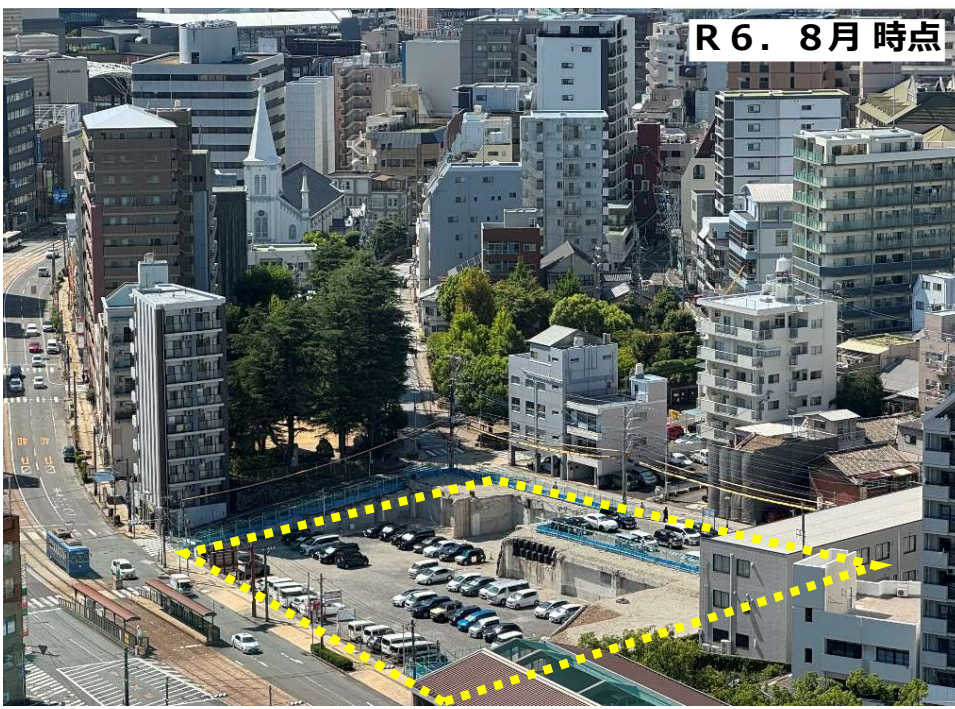
新施設の完成後に①市有地の所有権と、②約1,000㎡の床の区分所有権及び③相応の敷地権（所有権）等を本市と事業者が交換（所有権移転）し、市有地の無償貸付けが終了する。

※②、③はイメージを示したもので、②は交換後の市有財産の位置を特定するものではありません。
また、③は敷地全体に対する共有持分となるため、実際に位置が特定されるものではありません。

<参考> 社会福祉会館の仮移転先



<参考> 解体状況



(4) 地域住民への説明等の状況

- ◆ NBC本社跡地活用事業の実施について地域住民への周知がなされないままに令和4年1月に本事業の記者発表がなされたこと等から、地域住民より本事業の説明に対する不信・不満の声をいただいている。
- ◆ また、地域住民が高層建築物が建つことによる日影等の影響や桜町電停側及び上町通り側から計画建物への車両の出入りによる渋滞発生などを懸念されていることから、建築計画及び交通計画について見直しや丁寧な説明を求める強い要望をいただいている状況であった。
- ◆ これを受けて本市は、これまで関係権利者としてNBC（事業主体）及び三菱地所レジデンス（計画・建築主体）に丁寧な地域住民への対応を求めるとともに、許認可権者としても中高層紛争予防条例に基づく説明会に先立って早めの説明の場を任意で設けるなど地域住民の対話を促してきた。
- ◆ これまでの事前説明において地域住民と事業者側の対話が一定進展したことから、令和6年6月30日に中高層紛争予防条例に基づく説明会が開催され、今後、建築確認等の許認可手続きに入っていく。

表：地域住民への説明等の状況一覧

日時	対象	対応者	内容等
R4.3.16	関係自治会	NBC・三菱地所レジデンス	本社跡地活用事業の概要
R4.7.3	周辺住民（解体説明会）	西海建設（解体業者）、三菱地所レジデンス	建物解体工事の内容
R4.8.19	関係自治会	三菱地所レジデンス・NBC・市（都市経営室・建築指導課）	3自治会連名要望書受領（計画見直し・早期説明）
R4.9.16	関係自治会	三菱地所レジデンス・NBC・市（都市経営室・建築指導課）	市回答：早期説明の実施要請対応
R4.10.23	周辺住民（説明会①）	三菱地所レジデンス・NBC・市（都市経営室）	交通計画
R5.3.23	関係自治会	三菱地所レジデンス	建物計画概要
R5.4.2	周辺住民（説明会②）	三菱地所レジデンス・NBC・市（都市経営室）	建物計画概要
R5.4.5	三菱地所レジデンス	前市長	丁寧な地域住民対応要請
R5.4.25	関係自治会	三菱地所レジデンス	建築計画に伴う日影の変化
R5.5.16	関係自治会（説明会③）	三菱地所レジデンス・NBC・市（都市経営室・建築指導課）	建築計画に伴う日影の変化、交通計画
R5.5.21	周辺住民（説明会④）	三菱地所レジデンス・NBC・市（都市経営室・福祉総務課・建築指導課・土木総務課・土木企画課）	5.16の質問に対する回答、建築計画に伴う日影の変化、交通計画（日影図は時間が足りずに説明なし）
R5.6.9	関係自治会長	市長	関係自治会長との面会
R5.6.12	三菱地所レジデンス・NBC	市長	丁寧な地域住民対応要請
R5.7.4	関係自治会（説明会⑤）	三菱地所レジデンス・NBC・市（都市経営室・建築指導課・土木総務課）	建築計画、パース、交通計画
R5.7.30	周辺住民（説明会⑥）	三菱地所レジデンス・NBC・市（都市経営室・建築指導課・土木総務課）	建築計画、パース、交通計画
R5.12.6	関係自治会（説明会⑦）	三菱地所レジデンス・NBC・市（都市経営室・建築指導課・土木総務課）	建築計画、パース、風環境・電波障害、交通計画
R6.5.26	関係自治会（説明会⑧）	三菱地所レジデンス・NBC・市（都市経営室・建築指導課・土木総務課）	建築計画、パース、交通計画
R6.6.16	周辺住民（説明会⑨）	三菱地所レジデンス・NBC・市（都市経営室・建築指導課・土木総務課）	建築計画、日影、パース、風環境・電波障害、交通計画
R6.6.30	周辺住民（条例説明会）	三菱地所レジデンス・NBC・市（都市経営室）	建築計画、日影、パース、風環境・電波障害、交通計画

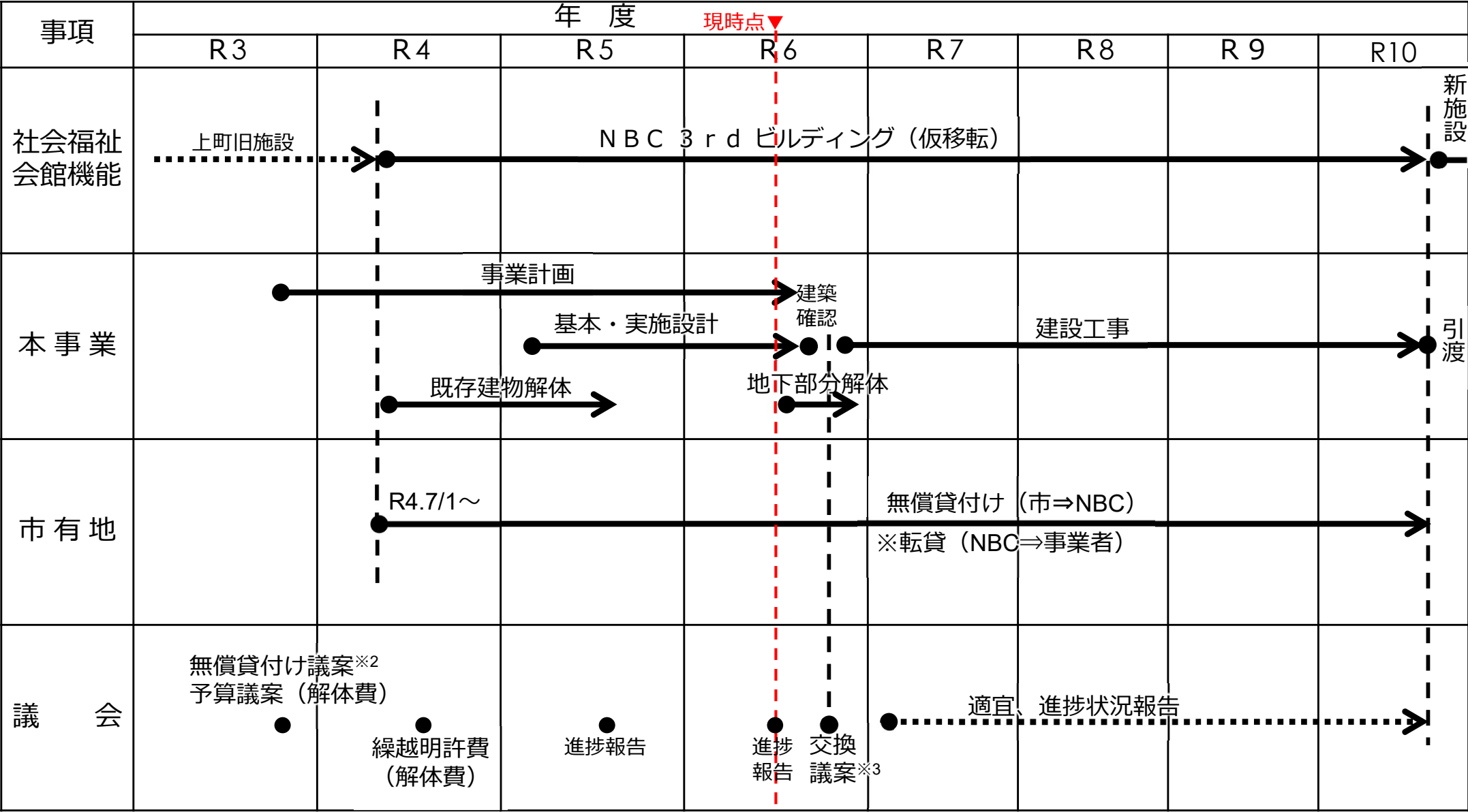
(5) 現時点での建物計画概要（案）

表：建築概要【三菱地所レジデンスより提供】

① 名称	（仮称）NBC長崎放送本社跡地開発計画
② 建築主	三菱地所レジデンス株式会社、九電不動産株式会社、日鉄興和不動産株式会社
③ 設計者	株式会社三菱地所設計
④ 施工者	未定
⑤ 管理会社	未定
⑥ 建築場所	長崎市上町1-1、1-3、1-4、1-5、1-17（地番）
⑦ 用途地域	商業地域
⑧ 建ぺい率	100%（基準80% 角地及び耐火建築物による緩和を採用）
⑨ 容積率	600%
⑩ 用途	共同住宅、店舗、事務所、駐車場165台（店舗用53台、住宅用106台、事務所用6台）
⑪ 敷地面積	3,783.02㎡
⑫ 建築面積	2,411.79㎡
⑬ 延べ面積	31,301.74㎡
⑭ 構造規模	鉄筋コンクリート造地下1階地上20階建（建築基準法上：地下2階地上19階建）
⑮ 最高高さ	72.8m
⑯ フロア構成	地下1階 店舗用駐車場ほか 1階 店舗事務所エントランス、住宅エントランス、店舗駐車場ほか 2階 店舗、店舗事務所エントランス、住宅エントランス 3階 店舗・サービス施設、住宅共用部 4階 長崎市社会福祉会館 5～20階 住宅（分譲マンション住戸）※234戸予定 ※別棟として住宅用駐車場（タワーパーキング2基）、バイク置場屋根（2棟）

※掲載の情報は現時点の計画に基づくもので、設計上の都合、関係機関との協議等により変更となる可能性があります。

(6) 今後のスケジュール（予定）



※1 現段階での想定スケジュールであり、今後変更が生じる可能性があります。

※2、※3 地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

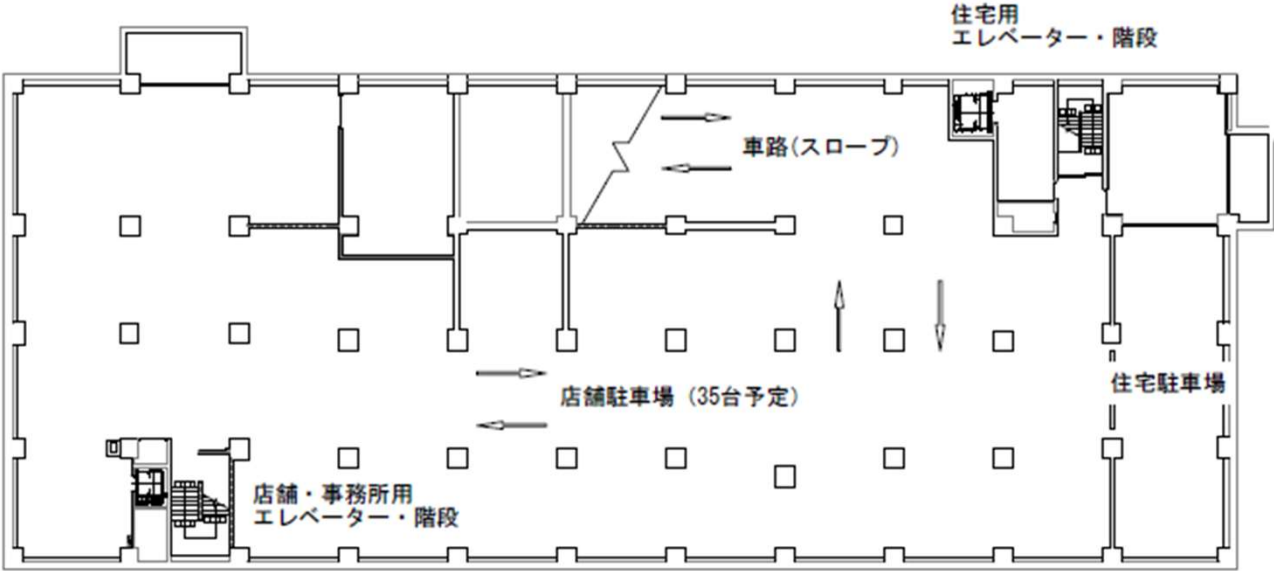
六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

計画平面図(地下1階)

基準法上：地下2階



真北方向角
-0° 12' 7"
(H23060の
算定値において)



※三菱地所レジデンスより提供

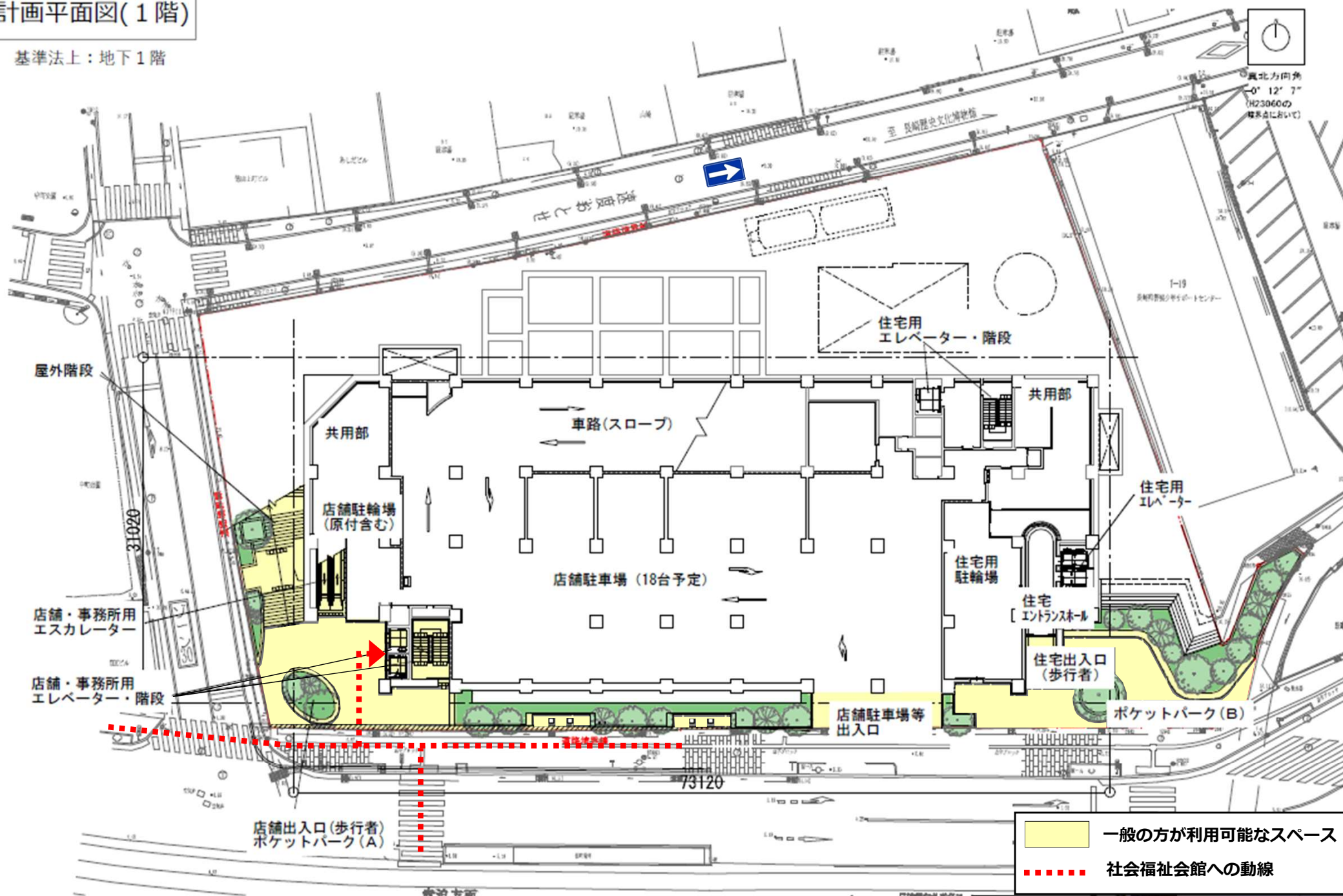
株式会社三菱地所設計

三菱地所
(仮称) 緑の森地区開発事業設計事務所
図面名称 地下1階平面図

※ 掲載の図面は現時点の計画に基づき作成しております。設計上の都合、関係機関との協議等により変更となる可能性があります。

計画平面図(1階)

基準法上：地下1階



※三菱地所レジデンスより提供

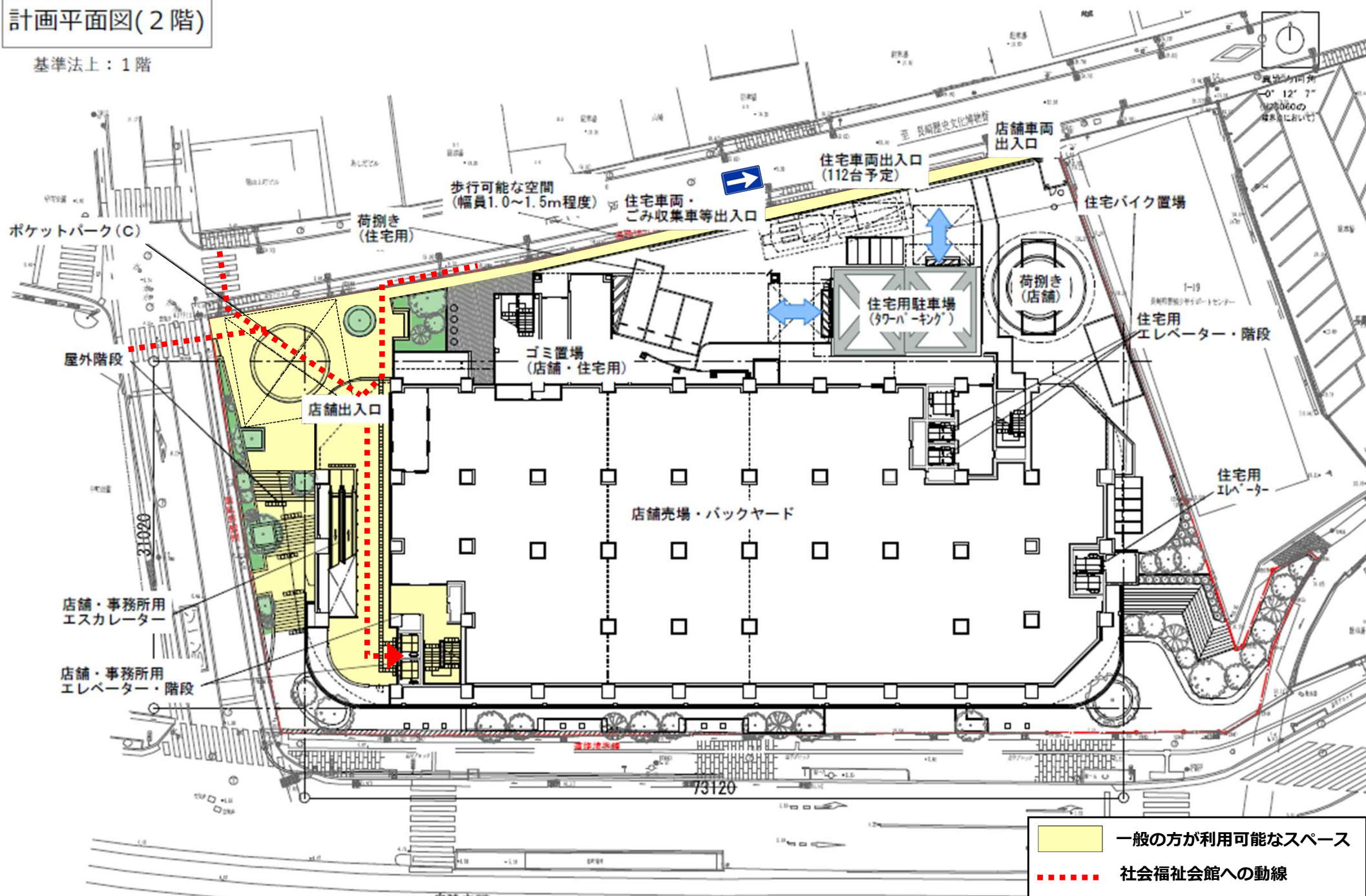
株式会社三菱地所設計

※掲載の図面は現時点の計画に基づき作成しております。設計上の都合、関係機関との協議等により変更となる可能性があります。

工事名	（仮称）MBC地区活用事業設計業務
期日	1 階平面図

計画平面図(2階)

基準法上：1階



※三菱地所レジデンスより提供

※掲載の図面は現時点の計画に基づき作成しております。設計上の都合、関係機関との協議等により変更となる可能性があります。

株式会社三菱地所設計

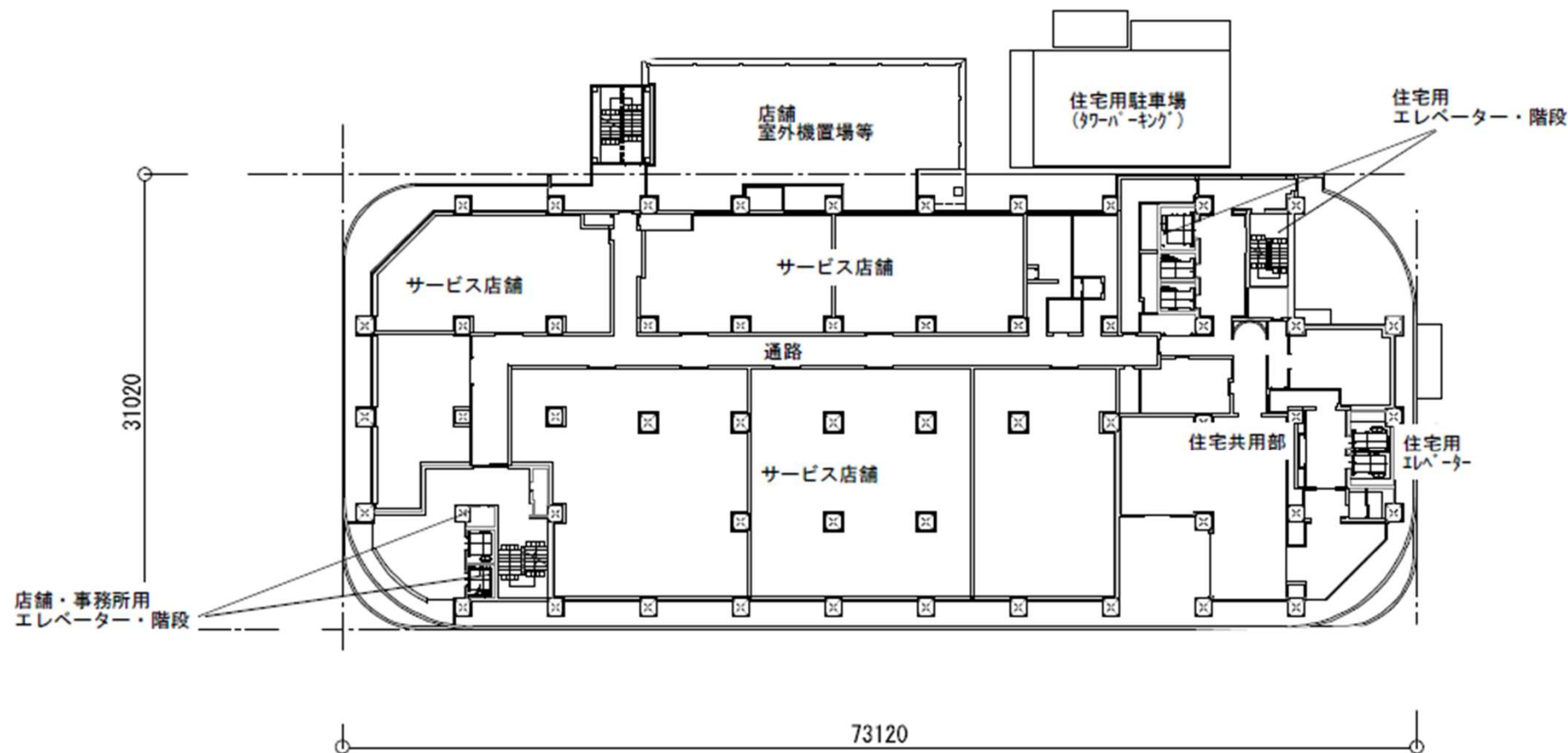
工事名	(仮称) 緑C地区再開発事業設計事務所
所在地	2階平面図

計画平面図(3階)

基準法上：2階



真北方向角
-0° 12' 7"
(H230600の
基準点において)



※三菱地所レジデンスより提供

株式会社三菱地所設計	三菱地所 (仮称) 緑地活用事業設計事務所	
	〒100-0001 東京都千代田区千代田 3 丁目 15 番 1 号	

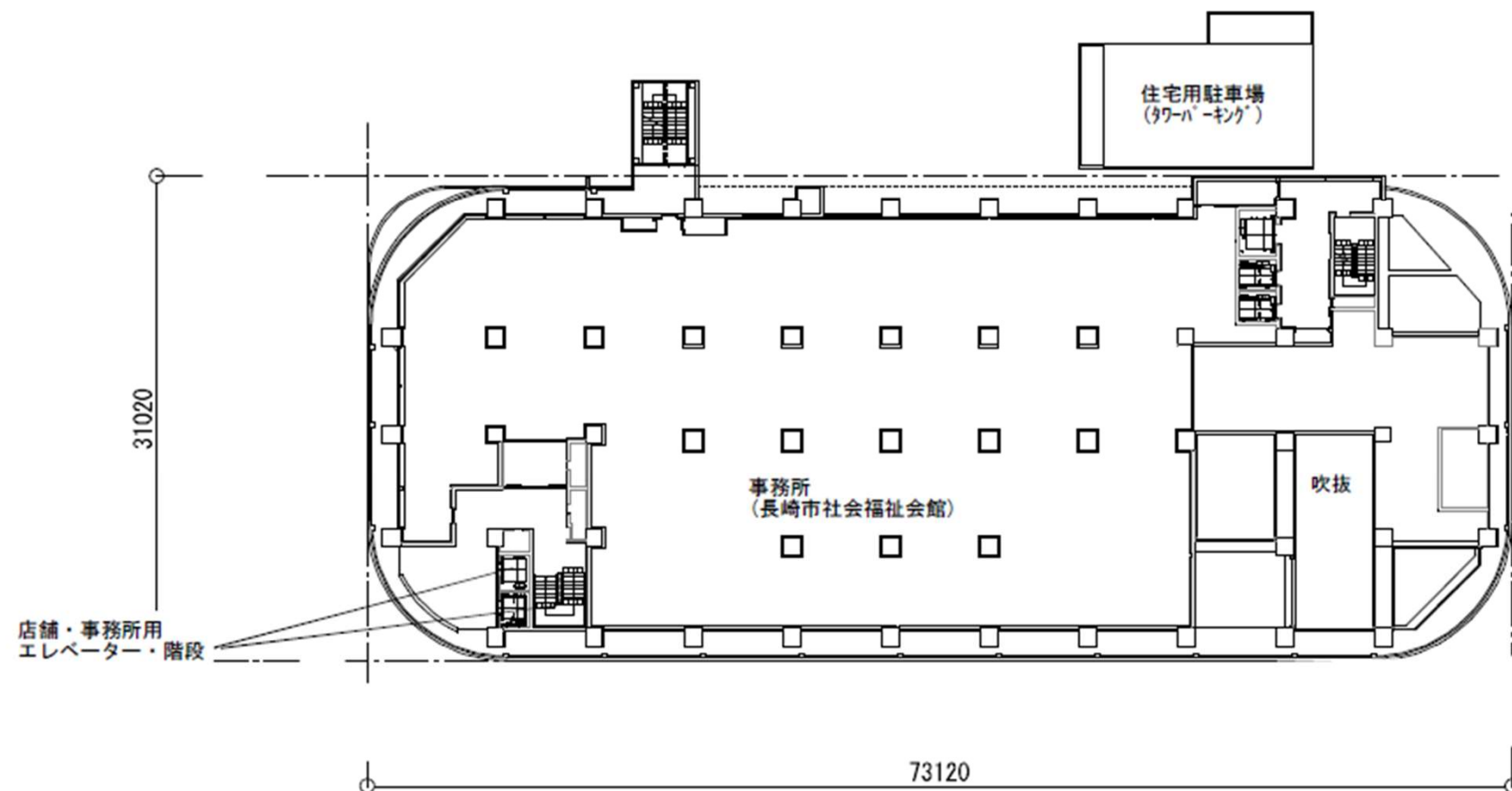
※ 掲載の図面は現時点の計画に基づき作成しております。設計上の都合、関係機関との協議等により変更となる可能性があります。

計画平面図(4階)

基準法上：3階



真北方向角
-0° 12' 7"
(H23060の
観測点において)



※三菱地所レジデンスより提供

株式会社三菱地所設計

工事名	〈仮称〉MFC跡地跡地事業設計事務
図面名称	4階平面図

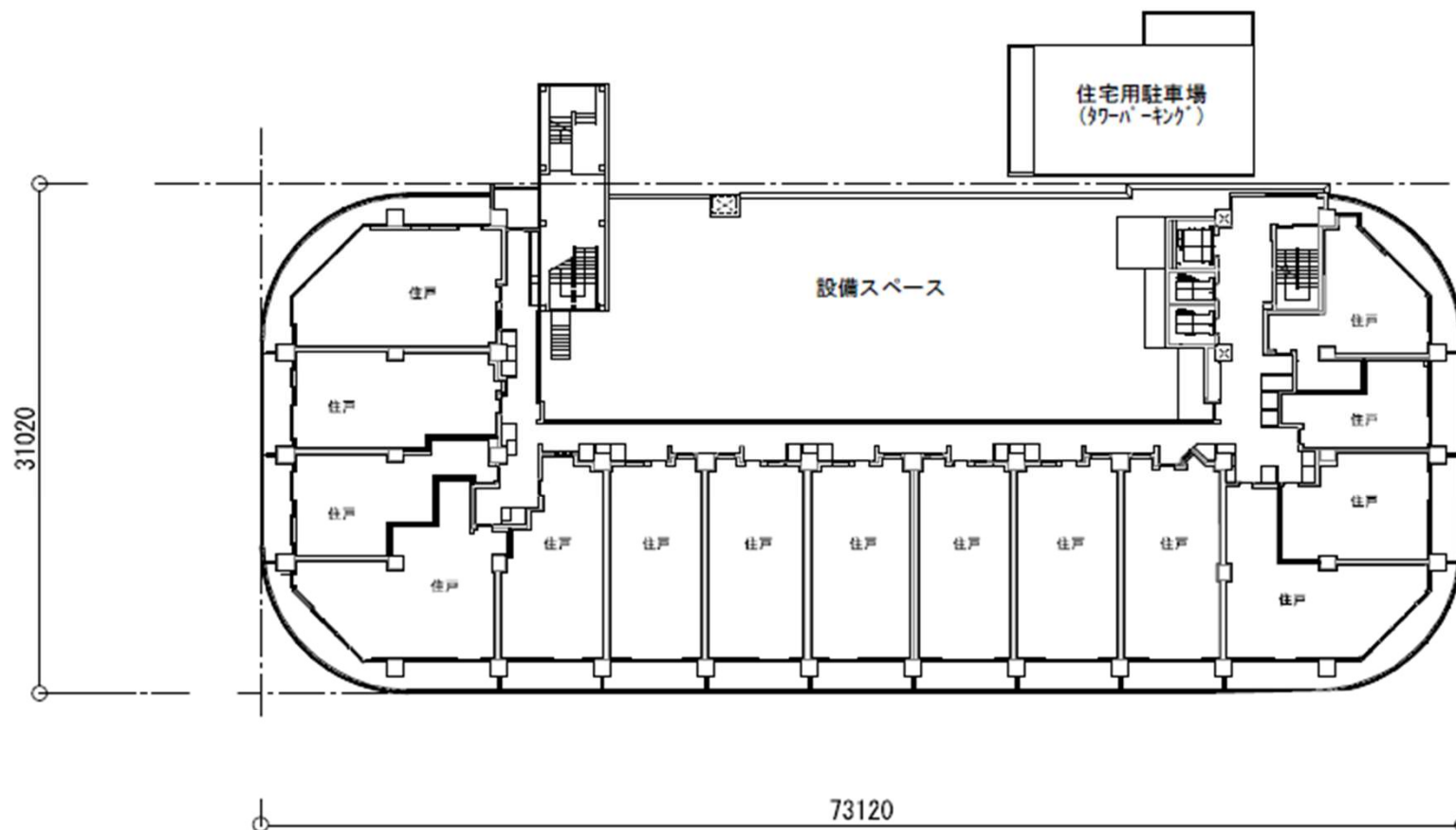
※ 掲載の図面は現時点の計画に基づき作成しております。設計上の都合、関係機関との協議等により変更となる可能性があります。

計画平面図(5階)

基準法上：4階



真北方向角
-0° 12' 7"
(H23060の
基準点において)



※三菱地所レジデンスより提供

※ 掲載の図面は現時点の計画に基づき作成しております。設計上の都合、関係機関との協議等により変更となる可能性があります。

株式会社三菱地所設計

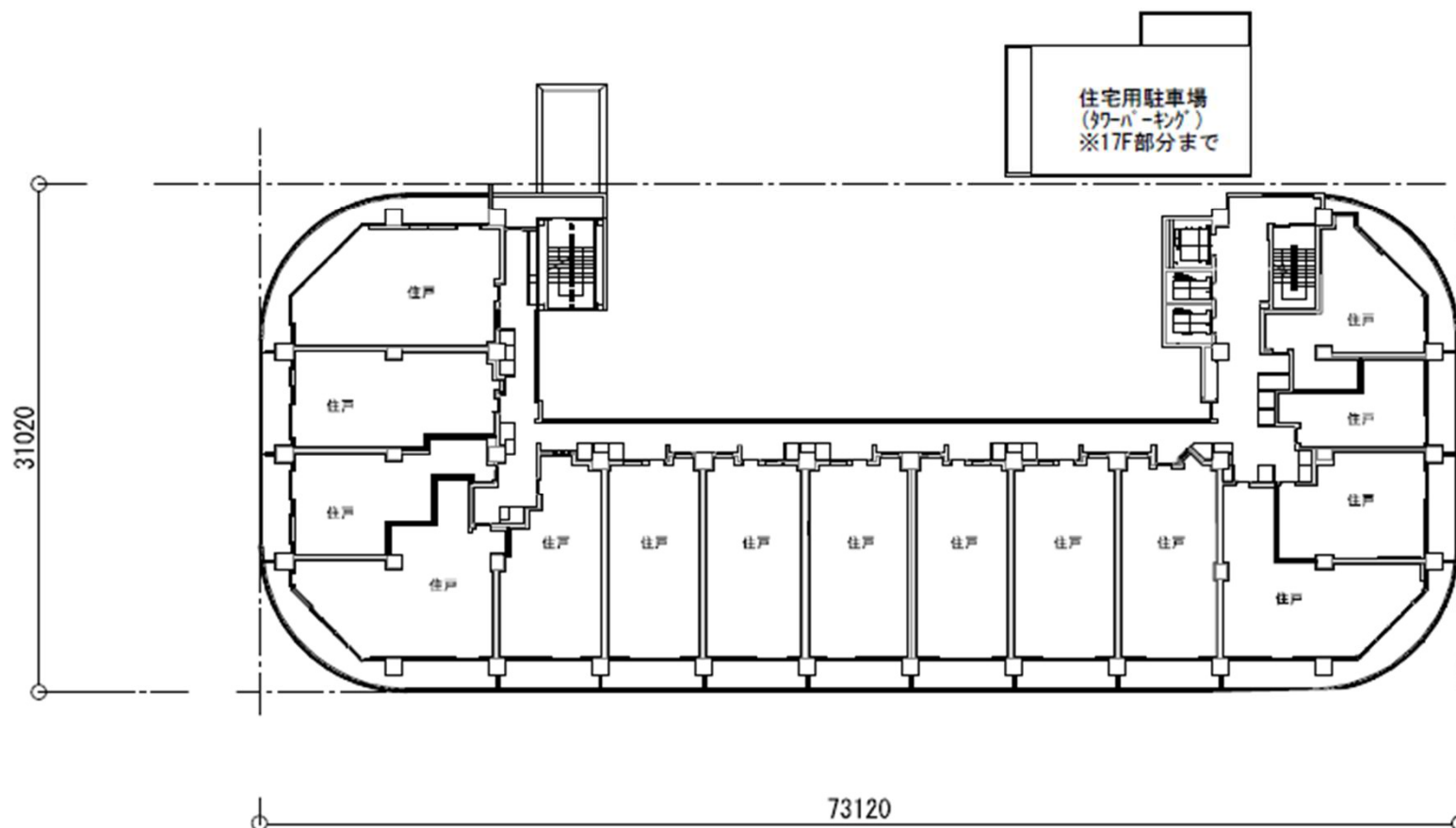
工事名	〈仮称〉MBC跡地活用事業設計業務
所在地	市 豊平区 国

計画平面図(6～19階)

基準法上：5～18階



真北方向角
-0° 12' 7"
(H23060の
観測点において)



※三菱地所レジデンスより提供

株式会社三菱地所設計

工事名	（仮称）横浜地区再開発事業設計業務
図面名称	基準層平面図

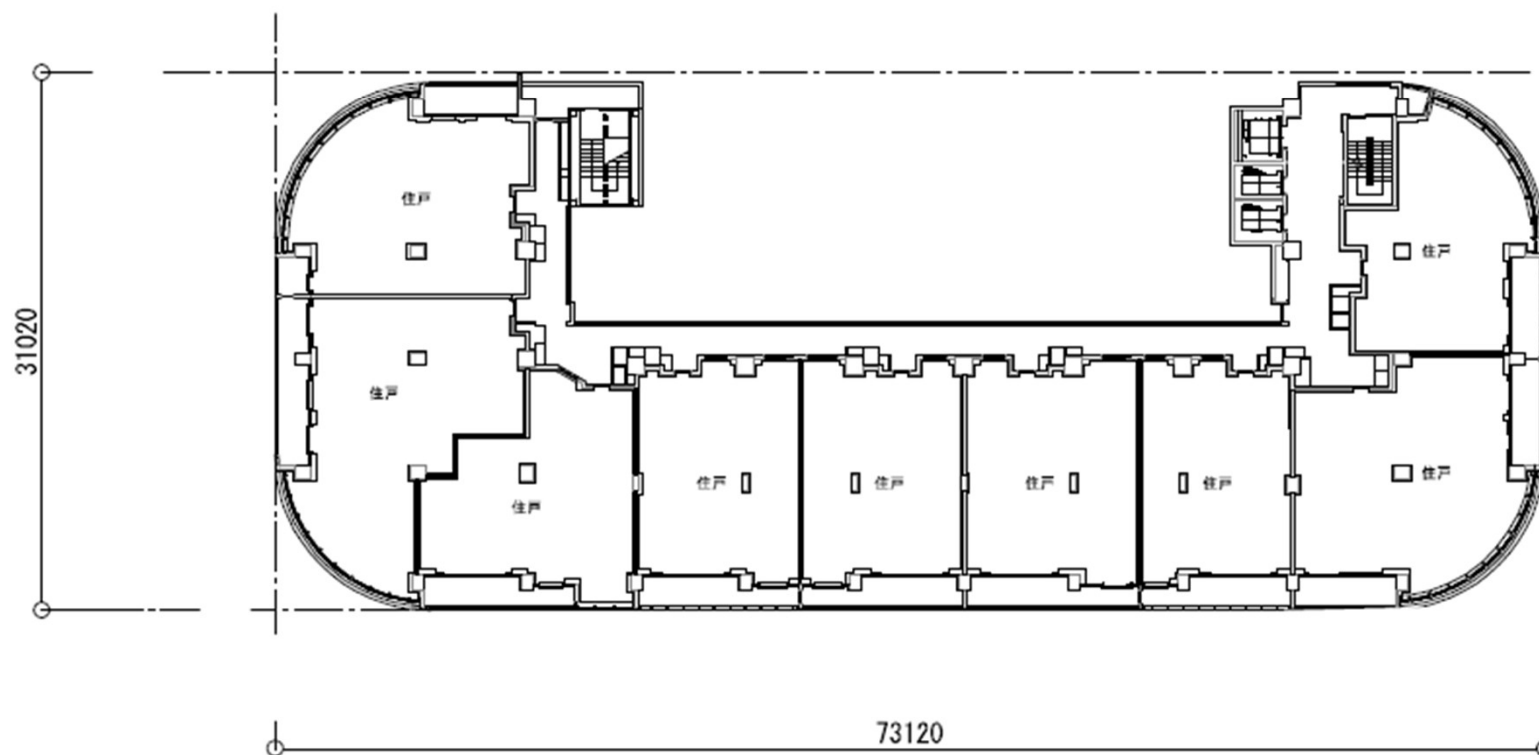
※ 掲載の図面は現時点の計画に基づき作成しております。設計上の都合、関係機関との協議等により変更となる可能性があります。

計画平面図(20階)

基準法上：19階



真北方向角
-0° 12' 7"
(H23060の
観測点において)



※三菱地所レジデンスより提供

株式会社三菱地所設計	工事名称	
	(仮称) 横浜駅西口地区再開発事業	
	計画内容	20階平面図

※ 掲載の図面は現時点の計画に基づき作成しております。設計上の都合、関係機関との協議等により変更となる可能性があります。

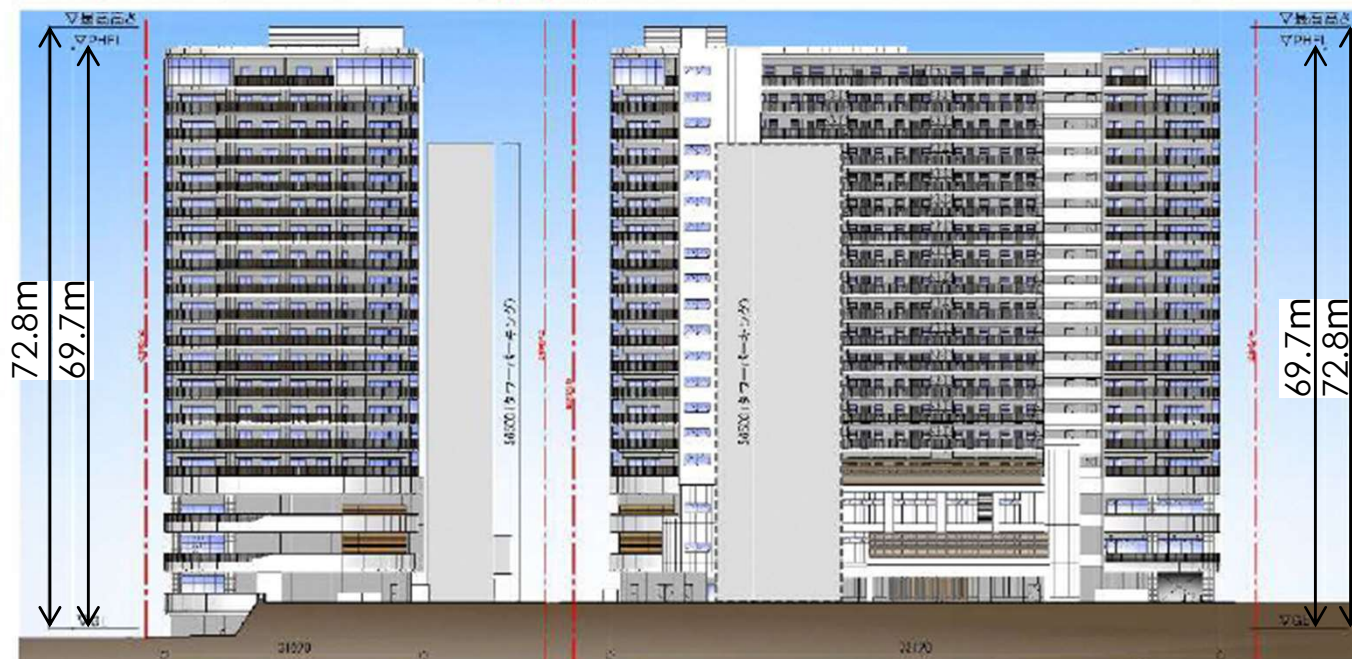
計画立面図

西側立面図



南側立面図

東側立面図



北側立面図

※三菱地所レジデンスより提供

株式会社三菱地所設計

※掲載の図面は現時点の計画に基づき作成しております。設計上の都合、関係機関との協議等により変更となる可能性があります。

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	
TEL 03-6256-1111	
FAX 03-6256-1112	
URL www.mitsubishi-realty.co.jp	



イメージCG①
ポケットパーク(A)

イメージCG②
ポケットパーク(B)



本CGは基本設計に基づき作成しており、現時点の計画と植栽等の細部が異なりますのでご了承ください。

設計上の都合、関係機関との協議等により変更となる可能性があります。

イメージCG③
ポケットパーク(C)



本CGは基本設計に基づき作成しており、現時点の計画と植栽等の細部が異なりますのでご了承ください。
設計上の都合、関係機関との協議等により変更となる可能性があります。



おくんちでの
活用イメージ